

翻 訳

アリストテレス『政治学』第五巻（翻訳）

（この翻訳は、W D ロス校訂のオックスフォード版（ギリシャ語）に基づき、オックスフォード大学出版局との協定によって出版されるものである。

This translation of Aristotle's Politics, Oxford Classical Texts Edition edited by W D Ross (1957) is published by arrangement with Oxford University Press.)

この翻訳は、『岡山大学法学会雑誌』第50巻第2号（2001年3月）に発表されたアリストテレス『政治学』第一巻、および同誌第51巻第1号（2002年1月）に発表された第三巻、第四巻の翻訳に続くものである。

荒 木 勝

第一章

我々が論じようとしてきた他のすべての事柄については、ほとんどすでに言及された。しかし、国家体制はどのような原因によって変革されるのか、またその原因はいくつあり、それはどのようなものか、また各々の国家体制の崩壊はどのようなものであり、それは大部分、どのような国家体制からどのような国家体制へと移り変わるのか、さらに国家体制の保持について、諸々の国家体制に共通した保持とはどういうことであり、また個々の国家体制の保持とはどういうことであるのか、さらに国家体制の各々はいかなる策によって最も良く保持されるのか、これらの点を前に言及された問題に続いて考察するべきであろう。

まず第一に、以下の点を考察の出発点にしなければならない。すなわち、

先にも述べたように、すべての人が、正義は比例的平等であるという点について意見の一致をみながら、この平等という点に関して間違った考えを持ったため、多くの国家体制が生じたということである。すなわち、民主制は、何らかの点で平等である人々が、(それだけで)絶対的に平等であると考えることから生じてきたのであり(事実、自由人はすべて皆平等であるということから、自分達は絶対的に平等であると考えるのである)、寡頭制は、人々がある一点において等しくないということにもとづいて、自分たちはただちにあらゆる点で等しくない想定してしまうことから生じてきたのである(実際、財産の点で等しくない人々は、自分達は絶対的に等しい者ではないと思い込んでしまう)。そして一方においては、自分達は等しい者であるとして、万事について等しい参加を要求し、他方においては、自分達が等しくない者であることから、より多くの配分を追求する。というのは、「より多く」ということは、等しくないことであるから。従って、これらの国家体制は、ある点で正義にかなう面を持つてはいるが、絶対的には誤りを犯しているのである。従って、このような理由によって、彼らが各々持ちあわせている考え方に従って国家体制に関与しない場合、彼らは内乱を起すことになるのである。しかし、すべての人のうちで、最も正当な権利をもって内乱を起す者がいたとしたら、それは人としての卓越的力量において際立った者であろう。もっとも、彼らがこのことを行う可能性は他の人々よりも少ないであろうが。実際、彼らだけは絶対的に等しくない人々であるとしても、それは全く理由のあることである。しかしまた、生れにおいて卓越している人々のうちで、この生れが等しくないという理由から自分達は、等しく取り扱われることを承知しない人々がいる。というのは、良い家柄の者というのは先祖の卓越性と富を所有していると考えられているからである。

さて、これらのことが、いわば、人々が内乱を起す起点であり、源泉である。それゆえ、国家体制の変革も二様に生じてくる。すなわち、例えば民主制から寡頭制へ、あるいは寡頭制から民主制へ、あるいはこれらの国家体制から「国家体制」や貴族制へ、あるいは後者から前者へというように、国家体制そのものに即して、現存する国家体制から他の国家体制に移行する場合があり、他方、現存する国家体制何如を問題とせず、同一の国家組織を選びながら、たとえば寡頭制とか君主制のような国家体制をただ自分自身の手に

収めることを欲する場合もある。さらに同一の国家体制内における変革の程度の多少という次元もあり、これは、たとえば寡頭制であるものをよりいっそう寡頭制的にするか、あるいは寡頭制的性格をよりいっそう少なくするような場合であり、また民主制であるものをよりいっそう民主制的にするか、あるいは民主制的性格をよりいっそう少なくするような場合であり、また同様にその他の国家体制についても、それを引きしめたり、緩めたりするために変革を起す場合がある。更に、ある種の統治職を設けたり、廃止したりして、国家体制の一部に変更を加える場合がある。たとえばスパルタにおいては、ある人々の言うところでは、リュサンドロスが王職を廃止しようとし、パウサニ阿斯王が五長官職を廃止しようとした場合がそうであり、そして、エピダムノスにおいては、国家体制が部分的に変革されたのである（すなわち、彼らは、部族長会議のかわりに評議會を創設した。しかし、民会に出席することを強要されているのは、今でもなお、統治体の中で統治職に就いている者であり、しかもある統治職の選挙が票決に付される場合だけである。しかもその国家体制では、統治職〔アルコン〕は一人であったが、これも寡頭制的である）。すなわち、どこでも、不平等が原因となって、——ただし、等しくない者の間に、それに対応した平等な扱いが存在する場合は、そうした内乱は生じないのであるが——、内乱が生じるのである（たとえば終身の王職は、もしそれが等しい者達の間に存在すれば不平等なものである）。実際、一般に平等を追求する者が内乱を起すのである。しかし、平等というものには二様のあり方がある。すなわち、一つは数において、であり、もう一つは価値にもとづくものである。私が数において、というのは、多さと大きさの点で同一か等しいものということであり、価値にもとづいて、ということは、比例によって、ということである。例えば、数においては、三は二に対して、二は一に対して等しい量だけ優っているし、比例的には四の二に対するのと二の一に対するのとは等しい。というのは、二が四の部分である割合と一が二の部分である割合とは等しいからである。すなわち、両者ともに半分であるから。しかし、人々は、正義とは、端的に、価値にもとづくものとするに同意しているのであるが、前にも述べたように、ある人々は、ある点で等しいならば、自分達は絶対的にも等しい者であると思い、他の人々は、ある点で等しくないと、あらゆる事において等しくない配分を要求するという

こととなって、意見を異にするのである。それゆえ、主に二つの国家体制、民主制（デーモス）と寡頭制が生じるのである。というのは、良き生れと卓越的力量は少数の者の間にしか存在しないが、これらの国家体制の属性は多数者の間に見い出されるものであるから。すなわち、生れの良き人と卓越的力量のある人は、どこでも百人に満たないが、富者と〈貧者〉はどこにでも多くいる。しかし、国家体制を（寡頭制か民主制かの）いずれか一方の平等原理にもとづいて全面的に、かつすべての点において組織することは、思慮のないことである。これは事実から見ても明らかなことである。事実、このような国家体制のうちで永続的なものは一つもないのである。その原因は、根源において誤った最初の点から出発すれば、最後には悪い結果に行きつかざるを得ないということである。それゆえ、ある面においては、数的な平等を用い、他の面においては価値にもとづく平等を用いなければならないのである。

にもかかわらず、民主制の方が寡頭制よりも安定した国家体制であり、内乱に悩まされることがより少ない。なぜなら寡頭制においては、二様の争いが、すなわち支配層相互の争いと民衆に対する争いが生じるが、民主制にあっては、寡頭制派に対する争いのみが生じるのであって、民衆それじしんに対しては、語るに足るような争いは民衆の中に生じてこないからである。さらに中流階層よりなる国家体制は少数者の国家体制よりも民衆の国家体制により近い。それゆえまさにこの国家体制こそ、以上の様な諸々の国家体制の中でも最も安定した国家体制である。

（B）「内乱」“stasis”について、バーカーは、次の注を加えている。

「stasis は、ニューマンによれば、合法あるいは非合法な手段をもちいて、ある政治的な目的を達成するために徒党を組織する行為である。こうした観点からすれば、そしてそれが合法的手段と同時に非合法的手段も含んでいることから、stasis は革命的行為を内包しうるし、また革命へと結果することもありうる。また時には、その一歩手前で止まるかもしれないし、体制の枠内で、非革命的な変化をもたらすにすぎない場合もある。従って、アリストテレスは体制変革の二つの異なった形態を stasis に関連させている。」

第二章

さて、我々はいかなる理由によって内乱と国家体制の変革が生じるかを考察しているのであるから、まず一般的にこれらの起源と原因を把握しなければならない。さてこれらは数からいえばだいたい三つであり、まず第一にこれらについて、各々を概括的に規定しなければならない。すなわち、ひとはどんな状態の時に内乱を起すのか、また何のためにそうするのか、第三に、政治的騒乱と市民相互の内乱の起点となるのは何であるのか、を把握しなければならない。

さて、彼らがともかくも体制変革の方に進む一般的かつ主要な原因を把握すべきであるが、それはすでに我々が言及してきたことがらである。すなわち、一方では、平等を追い求める人々は、自分達は等しい者でありながら、より多くのものを受け取っている人々に比べて、より少ないものしか受け取っていないと考えて、内乱を起し、他方で、自分達は等しくない（優れた）者でありながら、より多くを受けとっておらず、等しい配分かあるいはより少ない配分しか受け取っていないと考えて、等しくない配分と優越した地位を望んで内乱を起すのである（これらを要求することは一面では正当であるが、他面では不当である）。すなわち、より少ない配分しか受けていない者は、平等になるために、また、等しい者達はより多くの配分を得んために内乱を起すのである。

こうして、人がどのような状態にある時に内乱を起すかが述べられた。しかし、何をめぐって人は内乱を起すか、という点についていえば、それは利益と名誉であり、またそれらのものと反対のものである。すなわち、人は、諸々の国家において、不名誉と罰を免れるために内乱を起すのであり、それは自分自身のための場合もあり、友人のための場合もある。そして、彼らをして、上で述べた状態に陥らせ、上で述べた目的に彼らを駆りたてる体制変動の原因と起点は、ある数え方によれば七つとなり、他の数え方によればそれ以上である。そのうちの二つはすでに述べられた事柄と同一であるが、しかし、同じような仕方で作用するのではない。すなわち人々は、利益と名誉をめぐって互いに険しくなるのであるが、前に述べたように、それらを自分

自身のために獲得しようとして対立するのではなく、他人が、これらのものを正当に、あるいは不当に、より多く手に入れるのを見て対立しあうのである。さらに、傲慢によって、恐怖によって、優越によって、軽蔑によって、国家のある部分の均衡を逸した拡大によって、更にそれらとはちがった仕方においては、公職選挙をめぐる策略によって、軽率によって、瑣細なことによって、国家の構成部分の不同質性によって、内乱が生じる。

第三章

これらのうち、傲慢と利得がいかなる力を持ち、どのような仕方で内乱の原因になるかは、ほとんど明瞭である。実際、統治職にある者が傲慢となり、より多くのものを貪るならば、人々は相互に、またこの権力を与えた国家体制に対しても内乱を起すのである。そしてこの貪欲な利益追求はある時は私財に対しても、ある時は公共の財に対してもなされる。また名誉がどのような力を持ち、どのような仕方で内乱の原因となるか、も明らかなことである。すなわち、人は自分が名誉を汚されても、また他人が名誉を受けるのを見て内乱を起すものである。しかし、人が名誉を受けるにせよ、名誉を汚されるにせよ、その人の価値に基づかずになされた場合は、それらの行為は不当であり、その人の価値に基づいてなされた場合は正当である。また優越によっても、すなわち、人がその力において（一人であろうとそれ以上であろうと）国家や統治体の力を越える程強大になった場合は、内乱が起る。すなわち、このような事柄から君主制や門閥支配が生じるのが常である。それゆえ、ある所では、たとえばアルゴスやアテナイにおけるように人々は貝殻追放を行う習慣があるのである。しかしながら、このような優越した力を持った人々を、一旦生じさせておいて後でこれを匡正しようとするよりも、はじめからこのような人々を生じさせないように注意する方がよい。

二
二
五

さらに恐怖によっても、人々は内乱を起すことがある。すなわち、不正を犯した人々は、罰を受けるのではないかと恐れて。あるいはロードス島の名望家達が、彼らを訴えるべく訴訟を提起した民衆に対して結束したように、不正を加えられるのではないかと思う人々は、不正を加えられる前に先手を打とうと欲して、内乱を起すのである。軽蔑によっても、人々は内乱を起し、

相い争う。たとえば、寡頭制においては、国家体制に参加しない者が多数である場合に内乱が生じる（なぜなら、彼らは、自分達の方が強大であると考えから）。また民主制においては、富者が体制の無統制と無規律とを軽蔑するとき、内乱が生じる。たとえば、テーバイにおいては、オイノプテタ戦争の後、政治の乱れが生じて民主制が崩壊し、メガラの民主制も、その無統制と無規律によって敗戦を招いて打ち倒され、ゲロンの僭主制以前のシラクサも、さらにロードスにおいては、あの叛乱以前の民主制も同様であった。

国家体制の変革は、国家の構成部分の均衡を逸したその拡大によっても起る。すなわちそれは、ちょうど肉体が諸部分より合成されていて、その均斉が維持されるためには、釣り合いのとれた発達がなされなければならないのと同じである。もしそうでなく、脚は四ペイキウスであるのに対して、体の他の部分は二スピサメーであるような場合は、もはや滅びる他ないであろう。しかし、ある場合においては、単に量的にだけでなく、質的にも、体が均衡を逸して発達するならば、別の動物の形に変わることもあるであろう。国家もまたこのように諸部分から合成されており、そのうちの一部が増大してもしばしば気づかれずにいることがある。例えば、民主制や「国家体制」における貧民大衆の増大がそれである。ある場合には、このことは偶然によっても生じる。たとえば、タラスにおいては、ペルシャ戦争後すぐに、多くの名望家達がイアピウギア人によって打ち倒され殺戮されたので、民主制が「国家体制」制から生じたとし、アルゴスにおいては「第七の日の戦没者達」がラコニア人（スパルタ人）クレオメネスによって打ち倒されたので、隷属民のうちの一部を市民の中へ受け入れざるを得なかったし、アテナイにおいては、スパルタとの戦争の時、兵隊を市民登録簿にもとづいて編成したので、陸戦において敗北した結果、名望家達の数が減少したのである。しかしこのことは、その数は少ないが、民主制においても生じることである。すなわち、富者の数が増々多くなるか、その財産がますます増大すると、寡頭制や門閥制に変わる。しかし、国家体制は、内乱が生じなくとも、たとえばヘライアにおけるように公職選挙の策略が原因で変化することもある（事実、人々は、統治職に、選挙における策略を使った者を選んでいたので、選挙で選ばれた者ではなく、くじによって選ばれた者を就任させた）。また軽率がもとで内乱が起ることもある。すなわち、当の国家体制に好意を抱かない人物が最高の

権限を有する統治職に就くのを許すという場合である。たとえばオレオスにおいてはヘラクレオドロスが統治職の一つに就いた時、寡頭制は崩壊した。というのは、彼は寡頭制から「国家体制」あるいは民主制を打ち立てたからである。

さらに、瑣細な変化によっても内乱が起る。私が瑣細な変化というのは、瑣細なことを見過ぐすと、しばしば法慣習の重大な変更が生じるのを感じないことになるということである。たとえば、アングラキアにおいては、財産資格が瑣細な額であったので、とうとう、瑣細なことは無に近いか、あるいは無と異ならないと考えられて、無一物の者が統治職に就くことになったのである。

しかしまた人々が同じ種族の者でないという状態も、人々が互いに慣れ親しむまでは、反乱を起しやすい。というのは、国家は、不特定多数の人々から形成されるものではなく、また同様に、どれ程であれ一定の期間が過ぎれば形成されるというようなものではないからである。それゆえ、異種族の者をすでに共同植民者として受け入れたり、あるいは入植者として受け入れたりした国は、その大部分が内乱に陥った。たとえばアカイア人はトロイゼン人と共同してシュバリスに植民し、後にアカイア人が多数となるとトロイゼン人を追放した。まさしくそこからシュバリス人に祟りが生じたのである。トゥリオイでも、シュバリス人は共に入植した人々と争いを起した（というのは、彼らは、この国は自分達のものだと主張して、より多くの配分に与かることを要求したが、結局、その国から追放されたからである）。またビザンティオンでも、新たに移住してきた人々は陰謀を企てていることを発見されて、武力で追放された。またアンティッサ人も、キオス人の追放者達を受け入れておきながら、彼らを武力でもって追放した。ザンクレ人はサモス人を迎え入れたが、彼ら自身が自ら追放された。黒海沿岸のアポロニア人は、新たな移住民を受け入れたために内乱を起した。シラクサ人も僭主制の後に外人や傭兵を市民としたので、内乱を引き起し、内戦に陥った。アンピポリス人もカルキス人の新たな移民を受け入れたが、この移民達によって彼らの大部分が追放された[しかし、寡頭制において内乱を起すのは、多数の民衆が、先にも述べたように、自分達は等しい者であるのに、国家体制に対して等しく関与していないために不正を受けていると考えるからであり、他方、民主

制において内乱が生じるのは、名望家達が自分達は等しくないものでありながら、国家体制に対して等しい関与しか許されていないと考えるからである。]¹⁾。

ところで、国家は、もしその国土が一つの国家となることに対応した適切な地勢を持っていなければ、時としてその場所の故に内乱を引き起こすことになる。たとえば、クラゾメナイにおいて、キュトン地方の住民は島に住む人々と反目していた。またコロフォンの住民がノティオンの住民と対立していた。アテナイでも人々は一様ではなく、ペイライエウスに住んでいる人々は、アテナイの市域に住んでいる人々よりも民主的である。例えば、戦争において渡河は、たとえその河がどんなに小さなものであっても密集隊列を分散させるように、あらゆる差異は分裂を引き起こすように思われるからである。しかし、おそらく最大の分裂は、徳と悪徳のそれであり、次には富と貧困の分裂であり、このように以下続いて一つの分裂は他の分裂よりもその程度において異なるものが挙げられるが、上で述べた分裂の原因もそうしたものの一つである。

第四章

こうして内乱は瑣細な事柄をめぐって起るものではないが、しかし瑣細な事柄から生じるのであり、人々は大事をめぐって相い争うのである。しかしまた瑣細な対立であっても、昔、シラクサで生じたように、それらが最高の権限を有する者達の中で生じる時は、その影響は最も強烈なものとなる。というのは、その国家体制の変革は、統治職に就いていた二人の若者の情事における対立から生じたからである。すなわち一人の者が国を離れて外国にいる間、もう一人の者は、彼の友人であるにもかかわらず、彼が愛している少年を自分のものとしたが、今度は逆に彼の方がこれに激怒して、相手の妻を、自分と通じるように口説きおとした。ここから、彼ら二人は統治体に属する人々をすべて自分の味方に引き込み、内乱を生じさせたのである。それゆえ、これらの事柄の始まりに十分に注意を払って、指導者や有力者の対立を除去すべきである。というのは、過失は、事の「始まり」(「統治職」)の中に形づくられるのであり、「始まり」は全体の半分であると言われるからである。従って「始まり」における誤りは、たとえそれが小さな誤りであっても、その

二二二

他の部分における誤りと同じ重さを持つことになるからである。一般的には名望家達の対立抗争は、国家全体を巻添にする。たとえば、ヘスティアイアにおいては、ペルシャ戦役後、二人の兄弟が父の遺産の分配について争った時そうしたことが起った。すなわち、兄弟のうち貧しい方の者は、他方の者がその財産や父が発見した宝について告知していないとして民衆派を味方につけたが、他方の者は多くの財産を持っていたので、富者を味方にしたのである。デルフォイにおいても婚姻から対立が生じたが、これがその後のあらゆる内紛の種となった。すなわち、ある人が花嫁のもとにやってきた時、ある偶然の出来事を不吉な前兆と解し、彼女を連れずに立ち去るということがあったが、花嫁の方は侮辱されたと考えて、彼が神に捧げ物をしていた時に聖物を捧げ物に投げ入れ、後で、彼を、神聖を冒瀆したとして死刑に処したのである。またミュティレネにおいても女相続人が原因で多くの内紛が生じたが、これが厄災の発端となり、アテナイ人に対する戦争の原因となった。その最中にバケスはこの国家を占領したのである。というのは、富者の一人ティモファネスは、二人の娘を遣したが、デクサンドロスという人物が自分の息子達の嫁にこの娘達を求めたが拒絶され、彼女達を手に入れることができなかったで、内乱を起し、自分がアテナイの名誉領事でもあったのでアテナイ人の介入を煽動したのである。またポキス人の間でも、ナムソンの父ムナセアスとオノマルコスの父エウテュクラテスとは、女相続人をめぐって対立が生じ、この対立が、ポキス人における神聖戦争の原因となった。またエピダムノスにおいても、国家体制は婚姻問題を原因として変革された。というのは、ある人が娘を婚約させたが、その婚約の相手の父が統治職の一つに就いて、娘の父親を罰するという事態になったので、娘の父は軽蔑を受けたとして、国家体制に関与していない人々と結託したのである。

しかしまた国家体制は、国家の統治機関のある部分が名声を得たり、勢力を増大させたりすることから、あるいは寡頭制へ、あるいは民主制へ、あるいは「国家体制」へと変革される。たとえばペルシャ戦争の時に名声を獲得したアレイオス・パゴスの評議会は、国家体制をより厳しく引き締めたように思われた。しかし新たに水兵の大衆がサラミスの海戦の勝利をもたらし、またこれによって海軍力による覇権を確立したので、彼ら大衆は国家体制の民主制的性格をよりいっそう強化した。そしてアルゴスにおいても、マンテ

イネイアにおけるスパルタとの戦争で名声を獲得した名望家達は、民主制を解体させようと試みたのである。またシラクサにおいては、アテナイ人に対する戦争の勝利の原動力となった民衆は、国家体制を「国家体制」から民主制へと変革した。またカルキスにおいても、民衆が名望家達とともに僭主ボクソスを殺すと、ただちに、国家体制を自分の手に確保した。またアンブラキアにおいても再び同様に、民衆は僭主ペリアンドロスを、彼に反対する人々と協力して追放し、自分自身の手で国家体制を掌握した。しかし全体的に見て、以下のことを看過すべきではない。すなわち、国力増大の原動力となった人々こそ、彼らが私人であろうと、統治職に就いている者であろうと、氏族であろうと、また総じて国家のいかなる部分であれ、いかなる集団であれ、彼らこそが内乱を呼び起す要因であるということである。なぜなら、これらの人々が名誉に与かるのを嫉妬する人々が内乱を引き起すか、あるいは、これらの人々が自分達の優越を理由に、平等な状態にとどまるのを欲しないか、のいずれかの事態が生ずるから。しかしまた、富者と民衆のように、国家の中の相い対立する部分とされているものが互いに力において拮抗し、しかも中間層が全く存在しないか、存在しても極めてわずかである場合、国家体制は変動する。なぜなら、二つのうちのどちらかがあまりにも優越しているならば、その他のものは、明らかに強力なものに対して敢えて危険を冒そうとは思わないからである。それゆえ、その卓越的力量において際立っている人々でも、いわば内乱のようなものを起そうとはしないのである。彼らは多数者に対して少数者にとどまっているからである。

こうして、一般的にすべての国家体制について見ると、内乱と変革の起源と原因はこのような状況である。しかし国家体制は、ある時は暴力という手段によって、ある時は欺瞞的策略という手段によって変革される。そして暴力によって強制する場合、最初から直ちにそうする場合と、後からそうする場合とがある。というのは、欺瞞的策略による場合も二通りあるから。すなわち、ある場合には、初めに入人を完全に欺いて、その同意のもとに国家体制を変革し、さらにその後で人々が不同意の場合は暴力によってその体制を保持するのである。たとえば、四百人政府の時代に、彼らは、スパルタ人との戦争に対してペルシャ大王が資金を提供してくれると言って民衆を欺き、そして欺いた後でも、その国家体制を保持しようと努めた。しかし、もう一

つのやり方は、はじめから人々を信じこませ、後でも再びそれを続け、人々の同意を得て、彼らを統治するというものである。

こうして一般的にあらゆる国家体制について見ると、変革は上述した理由から生じてきたことになる。

〈B〉 アテナイの海上覇権とアテナイ民主制の関連について、バーカーは次の注を加えている。

「アテナイの海上覇権とアテナイ民主制との関連については、アリストテレスの『アテナイ人の国制』第二十七章において言及されており、また『政治学』第七卷第六章においても触れられている。『市民であり、かつ日雇い労務者階層を出自とする水兵達は、その大部分が、アテナイとペライエウスに居住して、その地域社会のラディカルな要素を構成した。』(Dr. E. M. Walker, Cambridge Ancient History, vol. v, p.111) こうして、(1)アテナイ帝国とアテナイ海軍、(2)アテナイの海軍とラディカルな心情を持った水兵、という密接な関連が存在する。水兵たちは、アテナイとペライエウスに住んで、民会に出席し、その政策を決定することができた。」

第五章

しかしさらに、以上述べたことにもとづき、国家体制の種類を分類して、そのそれぞれについて現われてくる現象を考察すべきであろう。

さて、民主制に属する国家体制は、とりわけ民衆指導者の常軌を逸した行動によって変革される。というのは、一方で彼らは個々には財産所有者達を誹謗することによって彼らを結束させ（というのは、共通の恐怖は最も憎み合う者をすら結びつける）、他方で公的には、大衆を教唆することによって彼らを結束させる。そして、人は、このような事態を多くの場合に見出すであろう。たとえばコスにおいては、民主制は悪い民衆指導者が登場した時、変革をこうむった(なぜなら名望家達が団結したから)。またロードスにおいても同様であった。すなわち、民衆指導者は、民衆に手当を支給しながら、三段櫓船長に当然支払うべきものを支払うことを妨げていたが、船長達は自

分達に対して提起された訴訟のために結束し、民主制を打ち倒すことを余儀無くされたのである。ヘラクレイアでも民主制は入植後ただちに民衆指導者達が原因で崩壊した。というのは、名望家達は、彼らによって不正を加えられ追放されていたが、その後この追放者達は再結集して帰国し、民主制を崩壊させたからである。メガラにおいても民主制は同じように崩壊した。すなわち、民衆指導者達は、財産を公有化しうるために多くの名望家達を追放したが、遂にはその亡命者の数を非常に多くしてしまった。そこでこの亡命者達は帰国し、民衆と戦さを交えて勝利し、寡頭制を樹立したのである。キュメーにおいても民主制は同様の過程をたどり、トラシュマコスがそれを解体した。他の国々を観察しても、国家体制の変革はほとんどこのように為されたことがわかるであろう。すなわち、ある場合には、民衆の機嫌を取るために財産を再配分したり、公共奉仕にその収入を使ったりして、名望家達に不正を加え、よって彼らを団結させるか、あるいは富者の財産を公有化することができるよう彼らを誹謗するかして、名望家達を結集させるのである。

しかし、昔の時代においては、同一の人物が民衆指導者にも将軍にもなった場合、民主制は僭主制に変わった。というのは、昔の僭主の大部分は民衆指導者から成り上がったからである。しかし、当時はこのような事が生じたのに現在はなぜ生じていないかという、当時は民衆指導者は将軍達から出てきた（というのは、人々はまだ弁論することに巧みでなかったから）が、現在では、弁論術が発達し、弁論に有能な者が民衆指導者になり、しかも彼らは軍事に無経験であるため、僭主の地位を獲得することを企てないからである。たとえどこかでこのようなことがあったとしても、それはわずかな例でしかないのである。以前は現在よりもしばしば、僭主達が出現していたが、それは、権限の大きな統治職が幾人かの手に委ねられていたからであり、例えば、ミレトスではプリュタニスの職から僭主が出ているのである（というのは、このプリュタニスは多くの重要事項について最高の権限を持っているから）。さらに、当時の国家は規模が大きくなく、民衆は農村に住んで、その仕事に忙しかったから、民衆の指導者は、軍事に習熟すると僭主になることを試みたからである。彼らはすべてこのことを民衆の信頼を得て行ったのであるが、その信頼は富者に対する敵意であった。たとえば、アテナイにおいては、ペイシストラトスは平原の地主派に対して反乱を起したし²⁾、メガラに

においてはテアゲネスは、富者達が越境して川の辺で家畜に草を食わせていたところを捕え、その家畜を屠殺したし、ディオニュシオスは、ダプナイオスと富者達を告訴して、富者に対する敵意によって民主派であるとして信頼され、僭主に値すると評価されたのである。

しかし民主制は父祖伝来の民主制から最新のそれへと変革されることもある。というのは、統治職が財産資格にもとづかない選挙で選ばれ、しかも民衆が選挙する場合には、この統治職を得ようと運動する人々は、民衆を煽動して、ついには民衆が法に対する最高の権限を有するところまでいくのである。しかしこうしたことが生じないようにする、あるいは生じてもその程度を少なくする手立ては、民衆が全体としてでなく、部族毎にこの統治職を任命することである。

こうして、民主制の変革はほとんどすべてこのような原因によって生じるのである。

(B 1) 「父祖伝来の民主制」に対して、バーカーは次の注を加えている。

「父祖伝来の民主制という言葉は四世紀アテナイにおける流行語であり、B. C. 404年のペロポネソス戦争の終結以来そうであった。」

(B 2) 「部族毎の選挙」について、バーカーは次の注を加えている。

「これは、『分割して統治せよ (divide et impera)』の原則にもとづくということである。ニューマンの注によれば、部族が順番に投票して代表を出すか、部族毎に異なった統治職を選ぶか、あるいは各部族が統治職の各委員会に代表を選出する、という方法がある。いずれの方式でも人民の権力に対する歯止めにはなるであろう。提案されている制度は、今日でいえば、職能代表と呼ばれるものに若干似ている。」

第六章

寡頭制は、二つの最も明白な方法で変革される。その一つは、支配層が大衆に不正を働く場合である。というのは、その場合は、誰でも民衆の指導者として十分やっていける者になるから。特に、たまたま指導者が寡頭制支配階層自身の出自の者であるばあいは、なおさらである。まさにナクソスにお

けるリュグダミスがそうである。彼はまた後にナクソス人の僭主になった。

しかし、統治階層以外の人々から起こる内乱の起源にも様々な種類がある。すなわち、ある場合には、もし統治職にある人々が極めて少数である時には、ほかならぬ富者の出ではあるが統治職からは排除されている者達によって国家体制が解体される。それは、たとえばマッサリヤやイストロスやヘラクレイアやその他の国々で生じたことである。すなわち統治職に関与していない人は、はじめは兄弟のうちの年長者が、後では、またさらに最年少の者が関与するまで騒動を起こしつづけた。というのは、あるところでは父親と息子が同時に、またあるところでは兄弟の年長者と年下とが同時に統治職に就くことにはなっていないからである。そしてそこマッサリアにおいては、寡頭制は、より「国家体制」に近いものとなり、イストロスでは、結局民主制になり、ヘラクレイアでは、統治職有資格者の数が少数者から六百人にまで拡大された。クニドスでも、名望家達自身が内部で紛争を起したために寡頭制が変革された。その理由は、すでに述べたように、もし父親が関与したら息子は関与を許されず、兄弟が多数いたら、最年長の者が関与して他は関与を許されないというように、少数の者だけが国政に関与していたからである。実際、民衆は、内乱を起した人々を利用し、名望家の中から指導者を迎え入れ、彼らを攻撃してこれを制圧した。なぜなら、内紛を起している者は弱いからである。またエリュトライにおいても、昔、バシリダイの寡頭制が行われていた時、統治職にあった人々は立派な政治を行っていたのだが、民衆は、それでもなお少数者によって統治されていたということに不満を感じて国家体制を変革したのである。

しかしまた、寡頭制は、自らの内部から、すなわち党派心から大衆煽動を行う者によって変動する（大衆煽動は二様あり、その一つは、少数の寡頭派内部におけるものであり、彼らがたとえ極めて少数であっても煽動家は登場する。たとえばアテナイでは、三十人政府時代にカリクレス派の者は三十人政府を煽動することで強力となったし、四百人政府の時代には、プリュニコス派の者が同様のことを行って力を得た。

もう一つは、寡頭制の統治に関与している者が大衆を煽動する場合である。例えば、ラリサでは、市民守護官達は、自分達が大衆によって選挙されるという理由から大衆を煽動していたし、またこのことは、アビュドスにおいて

起ったように、統治職を選ぶのが統治職に就いている者の出身階層ではなく、統治職そのものはたしかに大きな財産資格にもとづいて、またあるいは特定の政治クラブに属する者になるのであるが、それを選挙するのは重装歩兵者か、民衆であるような寡頭制の場合には、いつも生起することである。また法廷が統治体から選ばれている者だけで構成されていない場合には、判決のために大衆を煽動し、そしてそれによって国家体制を変革するのである。これはまさしく黒海沿岸のヘラクレイアにおいて起ったことである。また、若干の人々が寡頭制的統治の関与者をさらに少数の者の手に限ろうとする場合にも同様のことが起きる。なぜなら、平等を追い求める者は民衆を自分の助け手として味方に引き込まざるを得ないからである。

寡頭制の変革はまた、彼ら統治階層が無軌道な生活をして自分の財産を蕩盡する場合にも生じる。というのは、そのような人々は制度を一新したいと考え、自らが僭主になろうと考えるか、別の人を僭主として立てようとするからである（たとえば、ヒッパリノスがシラクサでディオニュソスを立て、またアンフィポリスでは、クレオティモスと呼ばれている者が、カルキス人の新たな入植民を指導し、彼らが到着するや彼らを富者に対する反乱に駆りたて、またアイギナにおいて、カレスと交渉を行った者が以上のような理由によって国家体制の変革を企てたのもこうした例である）。こうしてある場合には彼らはただちに国家体制の何かを変えようと企てるか、またある場合には公共の財産を盗む。そして後者の場合、この問題から彼らは相互に紛争を起し、あるいはまた黒海沿岸のアポロニアで起ったように、公金横領を働く彼らと闘う人々が、寡頭派に対して反乱を起すのである。しかし、一致団結した寡頭制は内部から容易に崩壊しない。ファルソロスの国家体制はその証拠である。実際、彼らは少数でありながら多数の者に対して最高の権限を保持しているが、それは、彼ら自身相互に立派で親密な関係を持っているからである。

しかしまた寡頭制の内部に別の寡頭制が形成される場合にも寡頭制は解体される。このことは、かつてエリスに起ったように、統治体そのものが少数であるのに、さらにその少数者すべての者が最も重要な統治職に関与できない場合に起る。すなわちその国家体制はすでに少数の者によって統治されていたが、長老会の一員になったのは極めて少数の者で、それはその職が終身

であり、また九十人で、その選挙はスパルタの長老会の選挙に似て、門閥的な選挙であったからである。

また寡頭制の変革は戦時にも平時にも生じる。戦時には民衆に対する不信から傭兵を使用せざるを得ないからである（傭兵の指揮を任された人物は、コリントスのティモパネスのように、しばしば僭主となるから。指揮を任された人々の数が一人以上の場合には、彼らは自分達のために門閥制を作り出してしまう。しかしある場合には、このような事態に陥ることを恐れて、[それを防ぐために] 民衆を利用せざるを得ないことから、大衆に国家体制への関与を認めることになる）。平時においては、相互に対する不信から、国の防衛守護を傭兵および調停者としての統治職に委ねるが、この統治職は時には、対立する双方の陣営を支配する者になることがある。このことがまさに、ラリサにおいて、アレウアス一門のシモン一派が国を統治していた時に起こったことであり、またアビュドスにおいても、このことは、イピアデスの党派が対立の一方の極であった、あの党派対立の時代に起ったことである。

内乱はまた、寡頭制の統治に関わっている者達の内部で、婚姻や裁判の件である者が他の者に圧迫されたり、党派的な反対にあったりすることから生じる。例えば、婚姻を理由にして生じた内乱は、前に述べた（また、エレクトリアにおける騎士達の寡頭制をディアゴラスが打ち壊したのも結婚について不当な扱いをうけたからである）。またヘラクレイアとテーバイの反乱は法廷の判決をめぐることで生じた。すなわち、姦通の罪によって、ヘラクレイアではエウリュティオンに対して、テーバイにおいてはアルキアスに対して、正当ではあるが党派的に偏った罰を与えた（すなわち、彼らに対して、敵対する人々は彼らを市場の曝台にしばりつける程激しく敵意を燃やしたのである）。しかしまた、クニドスやキオスの寡頭制のように、多くの寡頭制は、その支配があまりに奴隷主的であったために、その国家体制の内部において不満を抱く者達によって解体されたのである。しかしまたいわゆる「国家体制」においても、また一定の財産資格にもとづいて、人々が評議し、裁判し、その他の統治職に就くというような寡頭制においても、国家体制の変革は偶然によって生じることもある。事実、財産資格が、一方では寡頭制において少数の者だけが国家体制に関与できるように、他方で「国家体制」においては中流階層が関与できるように、当時の状況に対応して定められている場合であ

でも、平和やその他の幸運によって繁栄がもたらされると、同じ財産が何倍もの財産評価を受けるようになり、その結果、国家体制の変革が漸進的に、少しづつ目に見えない形で、あるいは急速に進行し、その結果、すべての人が国政のすべてのことに関与するような事態になることがある。

こうして寡頭制は、以上のような原因によって変革され、また内乱を起すのである（一般的に言えば、民主制も寡頭制も、たとえば、法にもとづく民主制や寡頭制から、法をも支配する国家体制へ、また後者から前者へ移行するというように、時々正反対の国家体制に移行することなく、同一種類の国家体制の内部での移行を行うことがある）。

第七章

しかし貴族制においては、内乱は、少数の者が榮譽の職に与ることによって生じる。そしてまさしくこのことは寡頭制をも変動させるものであることはすでに述べたところである。というのは、貴族制もある意味では寡頭制であるから（というのは、いずれにおいても、統治する者は少数者であるから。しかし同一の理由によって少数者であるというのではないが）。たしかに、このこと（少数であること）によって貴族制は寡頭制であると考えられているからである。しかしこのような理由による内乱は、大抵は、自分達は卓越的力量において同等の者であると考え、誇り高い人々が多数いるところでは、生じざるを得ないことである。たとえば、スパルタにおけるパルテニアイ人と呼ばれた人々がそれである（というのは、彼らはスパルタの市民と同等の者から出てきたからである）。人々は彼らが陰謀を企てているところを発見して、タラスへの移民として彼らを送り出した。あるいは、ある人々が大人物であり、その卓越的力量において何人にも劣らないのに、より高い名譽の公職に就いている人々から不名譽な扱いを受けた場合もそうした事態が生じる。たとえばリュサンドロスが王達によってそのような扱いを受けた。あるいは、勇気ある人が榮譽ある職に与らない場合がそうであり、アゲシラオスの時代にスパルタ人に対して攻撃を企てたキナドンがその例である。さらにまた、ある人々が著しく貧しく、他の人々が豊かな場合（大抵、このことは戦時に起ることである。スパルタにおいて、メッセネ戦争の際にもこうしたことが

生じた。このことは、テュルタイオスの『良き秩序』と題される詩から明らかである。すなわち、戦争によって困窮に陥った一部の人々は、国土の再配分を行うべしと主張したのである)。さらに、ある人が大きな力を持っていて、さらに大きな力を持ちうる者である場合には、君主として統治するために内乱を起す。たとえば、スパルタにおいては、ペルシャ戦争において軍隊を指揮したパウサニアスやカルタゴにおけるアンノンがこのような者だと考えられる。

しかし、「国家体制」も貴族制も、主としてそれ自身の国家体制内部における「正しさ」からの逸脱によって崩壊する。その解体の起源は、「国家体制」においては民主制と寡頭制とが正しく混ぜ合わされていないことにあり、貴族制においては、これらの国家体制と人の卓越的力量とが、またとりわけこの二つの国家体制が正しく混ぜ合わされていないことにある。私がこの二つというのは、民主制と寡頭制である。実際、「国家体制」も、また貴族制と呼ばれる多くの国家体制もこれらの国家体制を混ぜ合わせようと努めているのである。実際、貴族制は、この混ぜ方という点において「国家体制」と名付けられている国家体制と異なっているのであって、これらの混合のあり方において、これらの国家体制の一方のもの（貴族制）は、安定性がより小さく、他方の国家体制（「国家体制」）は安定性がより大きいのである。事実、寡頭制の方により傾いている国家体制を人々は貴族制と呼んでおり、民衆の方に傾いている国家体制を「国家体制」と呼んでいる。それゆえに後者の属する国家体制（「国家体制」）の方が他方の国家体制（貴族制）よりも安定している。なぜなら、数が多いことは、より強力なことを意味しており、また（多くの）人々は等しいものを享受すれば、いっそう満足するものであるが、富裕階層に属する人々は、その国家体制が彼らに優越した地位を与えれば、傲慢となって、より多くのものを食ろうとするからである。しかし、一般的に見て、国家体制が、二つの国家体制のうち、どちらかに傾いているならば、傾いた方の各々はそれ自身の力を増大させるので、国家体制はその方向へ移行する。たとえば、「国家体制」が民主制の方へ、貴族制が寡頭制の方へというように。あるいはまたその逆の場合もある。たとえば貴族制が民主制へ（貧しい人々が、不正を受けたと考えて、国家体制を反対の方向に回転させるのである）、また「国家体制」が寡頭制の方へ移行する（人の価値に応じた平等

と自分自身のものの所有こそが、唯一国家体制を安定させるものと考えて)。そして今述べたこと（貴族制から民主制への移行）がトゥリオイで生じたのである。すなわち、統治職が高い財産評価にもとづいていたので、より低い財産評価へ、また統治職の数をより多くする体制へと移行したのであり、また名望家達が法に反して、国土をすべて買い占めてしまったので（事実、その国家体制はより寡頭制的になっていったので、彼らはより多くのものを食うことができた）、民衆は戦いの中で鍛えられて、守備隊よりも力が強くなったのである。そして遂に、不相応に多くを所有していた人々はその土地を手離すことになったわけである。

さらにすべての貴族制的な国家体制は寡頭制的であることから、名望家達はより多くのものを食ろうとする。たとえば、スパルタにおいては、財産は少数者の手に帰している。また、名望家達には、欲することは何でも為すことがより多く許されるし、また誰とでも縁組みすることがより多く許されている。それゆえ、ロクロス人の国家は、ディオニュシオスとの縁組みが原因で減んだのであった。しかしこのようなことは民主制においては生じないであろうし、良く混ぜ合わされた貴族制においても生じないであろう。しかしまた貴族制は少しずつ破壊されることによって、知らずに体制移行を果すのであり、このことはすでに先の箇所でも、すべての国家体制に関して一般的に述べられたことである。すなわち、体制変革の理由は、瑣細なことにある。すなわち、人々が国家体制に関する事柄の一部を放棄すると、そのあとでは、別の、もう少し重要な事柄も易々と変更し、遂には体制の秩序全体を変更してしまうのである。これはまたトゥリオイの国家体制に生じたことでもある。すなわち、五年を経なければ将軍職に就けないという法律が存在していたが、若者達のある人々が軍事に習熟して、守備隊の大衆の中で人気を獲得すると、政務に携わっている人々を軽蔑して、彼らを容易に統制できると思い、同一人がひきつづいて将軍職に就けるように、まずこの法律を廃止しようと企てたわけである。それは、民衆が彼らを進んで支持するだろうと見越していたからである。しかし、統治職のうちで、この問題に関与していた人々、すなわち評議官と呼ばれた人々は、最初はこれに反対しようと努力していたのであるが、この法律を変えれば、その他の法律には手をつけまいだろうと考えて、自らを納得させたのである。しかし後に、他の法律が変更されようとす

る時に彼らはそれを妨げようとしたが、もはや何もすることができなかった。そして国家体制の全組織は、変革を企てた人々の門閥制に変わったのである。

しかしまた、あらゆる国家体制は、ある場合には自らの内部から、またある場合には外部から破壊される。そしてこの場合は、この国家体制と相い反する国家体制が、近隣の地に、あるいは遠隔の地に勢力を張っている場合に生じる。まさにこのことがアテナイにもスパルタにも生じた。すなわち、アテナイ人は、いたるところで寡頭制を、スパルタ人は、いたるところで民主制を破壊したのである。

こうして、国家体制の変革や内乱がどこから生じるのかは、ほとんど論ぜられた。

第八章

次に論ずべきことは、各々の国家体制について、そのそれぞれに共通の維持策、さらにまたそれぞれの個別的な維持策についてである。まず第一に明白なことは、国家体制が破壊される原因について知ることができれば、国家体制が保持される原因についても知ることができる、ということである。なぜなら、相い反するものは、それに反するものを創り出すことができるからである。そして破壊は維持にとっての反対物である。こうして、よく混ぜ合わされた国家体制においては、他のものと同様に、人々が法に反することをしないように注意しなければならないが、とりわけ小さな違法行為に警戒しなければならない。というのは、わずかな消費でも、それがしばしば行われれば、財産を破壊するように、違法行為は知らず知らずのうちに忍び込むからである。しかし、出費というものは、まとまった形でなされるものではないので、見過されるのである。実際、「各々のものが小さいならば、全体も小さい」というソフィスト的な議論のように、我々の思考は、これらのことによって誤算するのである。こうした議論は、ある場合には確かにそのとおりであるが、ある場合にはそうではない。なぜなら、全部とか全体は、小さなものから成り立っているが、それ自体は小さくないからである。

こうして、体制崩壊の起源に対するこのような警戒を国政維持の一つの策としなければならない。さらに民衆を欺瞞するために考案された策略に頼っ

てはいけない。なぜなら、それが無益なことは事実によって証明されているからである（私が国政上の策略ということではどのようなことを言おうとしているかは、先に述べられている）。さらに注目すべきことは、貴族制のみならず寡頭制もその若干のものは、国家体制自体が安定的であるということによるのではなく、統治職に就いた人々が、国政の外にある人々と統治体に属する人々とを適切に取り扱うことによって維持されているということである。すなわち、国政に関与しない人々に不正を働かず、彼らのうちの指導的な人々を国家体制の中に迎え入れ、名誉を重んずる人を不名誉なことで辱かしめず、大衆には利益の点で不正を加えず、他方自分達、国政に参加する者に対しては、互いを民主的に取り扱うことによって維持されるのである。というのは、民主派の人々が民衆の間で追求している平等は、同等の資格を持つ人々の間でも正義にかなったことであり、有益なことでもあるから。それゆえ、統治体に属する者が多数である場合には、民主的な法的制度の多くは有益なものとなる。たとえば、同等の資格を有する者がすべて国政に関与できるように、統治職の任期を六ヵ月とするという法律がそれである。すなわち、同等の者達は（その場合は）すでに民衆の如きものであり（従って、そのような場合には、すでに述べたように、しばしば民衆煽動家が現われる）、さらに寡頭制や貴族制が門閥制に陥る可能性はそれだけより小さくなるのである（というのは、統治職に就いた者は、短期間では、長期間ほどには容易に悪事をなすことができないからである。というのは、こうした長期の就任という制度によって、寡頭制や民主制の中に僭主制が生じるからである。実際、これらの国家体制において最も有力な者が僭主になろうと企てるのであり、前者においては民衆指導者が、後者においては、門閥に属する人、あるいは、枢要な統治職に就いている者で長期にわたって統治している人がそれである）。

しかしまた国家体制は、それを破壊しようとする者から遠く離れていることによって維持されるだけでなく、時には彼らの近くにあることによって維持される。なぜなら、人々は恐怖を感じて、それだけいっそう国家体制をしっかりと保持しようとするからである。従って、国家体制について配慮しようとする者は、人々が注意を払い、夜の見張りのように国家体制の警固に努めるようにし、また脅威の種をつくり出し、遠くにある脅威を近くの脅威として把えるように仕向けなければならない。さらに名望家達の競合と内紛

を、法を用いて警戒し、その競合の圏外にある者達がそれに巻き込まれる前に、これらの争いを警戒し、防がなければならない。なぜなら芽のうちにある悪を知ることが、凡人のなしうることではなく、真の政治的市民的人物のなしうることであるから。

また、財産評価が原因で生じる、寡頭制や「国家体制」の変革に関しては、通貨が豊かになりながら財産資格が同一のままで維持される場合に、体制変革が生じる。それに対しては、社会の全財産の総額を、過去のそれと比較し、毎年財産評価が行われている国家においては毎年評価を行い、より大きな国においては、三年ごとか、五年ごとに評価を行い、国政参加のための財産評価が行われた以前の水準より現在の総額の方が何倍にも増加していたり、何分の一に減少していたりすれば、財産評価額を引き上げたり、引き下げたりする法律があることが有益である。すなわち、財産総額が増加していれば、その財産資格もその倍増率に応じて引き上げ、総額が減少していれば、財産評価の額を引き下げて、より小額にするべきなのである。事実、寡頭制や「国家体制」においては、もしこのような手段を講じなければ、後者の場合（財産総額が減少の場合）、一方では寡頭制が、他方では門閥制が生じるし、前者の場合（財産総額が増加する場合）には、「国家体制」から民主制が、寡頭制からは「国家体制」あるいは民主制が生じてくる。

しかしまた、民主制においても寡頭制においても君主制においても、すべての国家体制において共通に採られるべき策は、均衡を破る程に過度に一人の人物の力を強大たらしめることはせず、むしろ名誉ある職を、小さな権限に限って長期間にわたって与えるか、あるいは大きな権限のある職については短期間³⁾与えるように努めることであり（なぜなら、人間は墮落するものであり、幸運を保持することは万人にできることではないから）、もしそれができずに、一度にまとめてこれらの栄職を与えた場合には、再びそれを取り去る時には、まとめて一度にするのではなく、徐々にそうすべきである。そして、とりわけ友人の力や財力によって、あまりに卓越した力を持つ者が生じないように、法によって規制するように努めるべきである。しかし、もしそれができない場合には、彼らを国外追放によって取り除くべきである。

しかしまた人は、私的生活が原因で体制を変革することがあるから、国家体制に対して、すなわち民主制においては民主制に対して、寡頭制において

は寡頭制に対して、同様に他の国家体制の各々においてはその国家体制に対して、不相応な生活をする人々を監視するある種の統治職を設けるべきである。また同じ理由によって、国家の特定の部分における繁栄にも注意を向けなければならない。そしてこの問題に対する対策は、政務や統治職を絶えず反対の立場にある人々に委ねることであり（私が反対の立場にある、というのは、大衆に対する紳士、富者に対する貧者ということである）、そして貧者の一群と富者の一群とを混ぜ合わせるか、あるいは中間層の力を増大させるように努力することである（というのは、こうした策は不平等によって起きる内紛を解消するからである）。

しかし、あらゆる国家体制において最も重要なことは、統治職にある者が私腹を肥やすことができないように、法律やその他の規制で対策を講じることである。とりわけこのことは寡頭制において留意されなければならない。というのは、大衆は、統治の仕事から閉め出されても、さほど不満を抱かず、むしろ自分の仕事に携わることができる時間を人が与えてくれるならば、喜びを感じるからである。しかし、統治職にある人々がこうした公共財の窃盗を行う場合には、二つのことがいっしょになって、つまり、統治職に関与していないということと、利益に与れないということとが彼らの不満をかりたてることになる。しかし、もし人が公共財の横領を禁ずる策をほどこせば、その場合だけ、民主制と貴族制は同時に共存できるであろう。というのは、名望家達も大衆も、双方がともに欲するところのものを手に入れることができるであろうから。すなわち、一方において、すべての人に国政参与が許されていることが民主制であり、他方で名望家達が統治職に就くことが貴族制であり、このことは、統治職という職から利得を引き出すことができない場合に可能となるからである。すなわち貧民は少しも益にならないとして、統治の仕事に就くことを望まず、むしろ自分の仕事に従事することを望み、富者は、公共の財は少しも必要としないので、統治の職に就くことができるであろう。従って、一方で貧民達は自分の仕事に専念することによって豊かになることができ、他方で、名望家達は、凡俗な者達の統治に曝されることはないであろう。ところで、公共の財産が盗まれないためには、国家財産の引き継ぎを、全市民の臨席の下で行うようにすべきであり、その財産目録の写しを各々の氏族、各々の地域分団、各々の部族毎に保管すべきである。し

かした人々が利益を貪らずに統治することができるためには、名声の誉れ高い人々に、法で定められた名誉を授けるようにすべきである。また民主制においては、富者に対して、慎重に配慮しなければならない。すなわちその財産を再配分しないだけでなく、若干の国家体制においてひそかに行われている、収入の再配分をも行ってはならない。また、合唱隊の支度とか松明競技の費用、または何かそのようなものの如く、費用はかかるが役には立たない公共奉仕については、富者がたとえそれを喜んでしようとしても、それをやめさせた方がよい。しかし寡頭制においては、貧者に多くの配慮をなすべきであり、収入が得られる統治職は彼らに割り当てべきであり、富者のうちの誰かが彼らに無法を働いたならば、自分自身の階層を相手にした場合よりも重い罰を課さねばならない。また財産の相続は、遺贈に拠らないで、血統に拠るべきであり、また同一人が一つ以上の財産を相続しないようにすべきである。というのは、このようにすれば、財産が均等化され、貧者の中から豊かになる者がそれだけ多くなるからである。また、民主制においても、寡頭制においても、国家体制に参加する程度が少ない人々に対しては、たとえば、民主制においては富者、寡頭制においては貧者のような人々に対しては、その他の事柄における同様の地位か、優先権が与えられるべきである。もっとも、国家体制の中で最高の権限を有する統治職は、これとは別に、国家体制を掌握している人々だけに、あるいは、それらの人々の大部分の者に与えるべきであるが。

(B) この章の最後に、バーカーは、政治権力と経済的利益との関連について次のような注を加えている。

「アリストテレスが注目した危険、すなわち政治権力が経済的利益を確保するために使われる、という点は、ツキディデスやプラトンにおいても指摘されているところである。ツキディデスは、コルキラで生じた激しい軋轢に言及して、次のように書いている。『これらすべての事柄の原因は、貪欲と野心から統治職を追い求めたことである。』プラトンは、理想国家とギリシャの現実の国家とを比較しながら、次のように書いている（『国家』521A）『人々が自分自身の生活に良きものを欠いたまま、追い求めている幸福を、公からひたたくてこようとして公の仕事に向

かうならば、すべてが悪くなる。』アリストテレスもこの同じ危険に繰り返し注意を向けている。我々はこの章と第三巻第6章とを比較してもいいだろう。『公職および公共財産の管理から引き出される利益に動かされて、人々は公職を引き続いて保持したいと思う。』こうして、政治権力は、経済的利益を確保するために使われる傾向があるということ、また政治権力はそうしてはならない、ということ、これらの点はギリシャの政治思想の一貫したテーマである。このテーマはマルクスの発明ではなかった。もっとも彼はそれに変更点を加え、敷衍したのではあるが。』

第九章

しかし、この最高の権限を有する統治職に就こうとする者は、以下の三つのものを持たねばならない。まず第一に、現存する国家体制に対する愛情、次に統治の仕事における卓越した能力、第三に、各々の国家体制において、その国家体制に対応する、人としての卓越的力量と正義の精神である（というのは、正義がすべての国家体制において同一でないならば、正義の精神にも相違がなくてはならないから）。しかし、ここに困難な問題が生じる。これら三つのものが同一人物に備わっていない場合、選択はどのように行うべきか、という問題である。たとえば、一方においてある人が軍事に優れていたとしても、人物が悪く、国家体制に対しても愛情がない場合に、他方においてある人は、人物の点で正しく、国家体制に対しても愛情がある時、選択はどのようになされるべきであろうか。二つの点に着目しなければならないように思われる。すなわち、すべての人が比較的多く共有しているものは何であり、比較的わずかししか共有していないものは何であるか、ということである。それゆえ、将軍職の選定においては、人柄の卓越性よりも経験を重視すべきであり（というのは、将軍の才を持つものはわずかであるが、人柄の善良さは、より多くの人が共有するところであるから）、しかし、国庫の監督官については、その逆のことがあてはまる（というのは、この役は、多くの人が持っているよりも多くの徳性を必要としているが、その知識は万人が共通に持っているものであるから）。

しかし、人は、能力と国家体制への愛情が備わっていれば、なぜさらに人

としての卓越徳性というものが必要となるのか、を不思議に思うかもしれない。この二つだけでも有益なことを為しとげるから、というのである。それに対してはこう答えよう。この二つを持ちながらも、自制力に欠くことがありうるのであり、人は自分をよく知り、自分を愛しながら、自分のためになることを為さないことがあるように、公共のことに対してもこのようにふるまう人がいないわけではなかろう、と。

しかし、一般的に言って、法の中で、国家体制に有益なものとして我々が言及してきたものは、すべて国家体制を維持するのに役立つものであるが、すでにしばしば言われているように、最も重要な政策は、その国家体制を望む者が数の上で、それを欲しない人よりも多くなるように配慮しなければならない、というものである。

しかし、これらすべての他に、忘れてはならないことがある。そしてこれは、今は逸脱した国家体制が忘れているものであるが、中庸であること、これである。実際、民主制的なものと考えられている多くの事柄が民主制を解体し、寡頭制的なものと考えられている多くの事柄が寡頭制を解体するのである。事実、このような事柄が唯一の優れた性質であると思い込んでいる人々は、国家体制を極端な方向へ引きずっていくのであるが、それは彼らが次のことを知らないからである。すなわち、鼻は、一番美しいまっすぐな線から外れて、かぎ鼻かしし鼻の方に曲ったとしても、なお美しく、見た目に快さを与えるものであるが、しかし人がさらにそれを極端なまでに引き延ばしていけば、まず最初にその部分の均斉を失い、そして遂には、その相対する性質の過大と過小によって、鼻とすら見えないようになるであろう。体の他の部分についても同様のことが言える。国家体制についてもこれと同じことが生じるのである。実際、寡頭制も民主制も、最良の国家体制からは外れているけれども、なお十分に満足のいく国家体制でありうる。しかし人がもし、それらのいずれかをさらに拡張していくならば、まず最初に彼はその国家体制をさらに悪いものにし、遂には全く国家体制ではないものにするであろう。それゆえ、立法家であり、市民的政治的な指導者である者は、民主制的政策のいかなるものが民主制を維持し、いかなるものが民主制を破壊するのか、また寡頭制的政策のうちのいかなるものが寡頭制を維持し、いかなるものが寡頭制を破壊するのか、について無知であってはならない。というのは、そ

これらの国家体制のどちらも富者と大衆なしには存在することも、存続することもできないからであり、財産の均等化が行われた場合には、その国家体制は別の国家体制になるほかなく、結局、極端な法律によって、これらの階層を破壊してしまえば、国家体制そのものを崩壊させてしまうことになるからである。

しかし、さらに民主制や寡頭制において、人々は誤りを犯している。実際、民主制においては、民衆が法を支配しているところでは民衆指導者が誤りを犯している（というのは、彼らは、富者と争っているので、国家をいつも二分しているからである。しかし、彼らはむしろ逆のことを、つまり、いつも富者のために弁じていると思わせるべきである）。また寡頭制においては、寡頭制論者は民衆のために弁じていると思わせなければならないのであり、現在彼らがしているのとは逆の宣誓をなすべきである。すなわち、現にいくつかの寡頭制国家においては、「私は民衆に悪意を抱き、何事であれ可能なかぎりの悪を企てるであろう」という宣誓がなされている。しかし、それとは逆の見解を採るべきであり、また採るように装うべきである。すなわち、宣誓においては、「私は民衆に不正を加えない」と言明すべきである。

しかしながら、国家体制の存続を図るものとしてすでに言及されているすべての事柄の中で最も重要なことは、今日ではすべての人々が軽視していることであるが、国家体制に対応した教育がなされること、これである。実際、たとえ法律が非常に有益であって、しかも市民に属するすべての人々に是認されているとしても、もし、その国家体制において人々が陶冶・教育されていなければ、たとえば法が民主制的であれば民主制的に、法が寡頭制的であれば、寡頭制的に陶冶・教育されていなければ、その法は全く無益であろう。実際、もし個人に自制心の欠如があれば、国においてもそれがある。そして、国家体制に対応して教育されているということは、寡頭制支配をしている人々、あるいは民主制を望んでいる人々が喜ぶことをするのではなく、寡頭制的統治や民主制的統治を可能にすることを為すことである。しかし現在では、寡頭制においては、統治者達の若者は放縦な生活をしているのに、貧民の若者達は、体育によって体を鍛えられ、労苦を耐えているので、従って彼等は国家を変革しようと欲し、またそうする力を持っているのである。他方、最も民主制的であると考えられている民主制においては、その国家体制の利益に

背馳することが生じているのであって、その原因は、彼らが自由というものを誤って定義していることにある。というのは、民主制は二つの点において定義されると考えられているが、この二つとは、多数者が最高の権限を有するものであるという点と、自由という点である。すなわち、一方で平等であることが正義であると思われ、また何事であれ、平等とは多数によって決定されることが最高の決定であるとするものである。他方で、自由とは、何事であれ、人が欲するままに事を行うことであると考えられている。従って、このような民主制においては、各人は欲するままに、すなわち、エウリピデスが言うように、「気分れに欲するものを追い求めて」⁴⁾生活することとなる。しかしこれは誤っている。というのは、国家体制に応じて生きるということは、奴隸的生を営むことにあるのではなく安泰自立の生を営むことにあると見なされるべきであるから。

こうして、国家体制の移行と崩壊は何に起因するのか、また何によって維持、存続が可能となるのか、これらを一般的に述べれば、以上のような内容になる。

(B1) 民主制の定義について、バーカーは次の注を加えている。

「ニューマンが正しく注記したように、この二つの概念（多数者による最高権限の掌握と自由）は、必ずしも共存しない。多数者の主権は、徹底的に個人の自由を縮小することがある。」

(B2) 「国家体制に応じて生きるということは、奴隸的生を営むということにあるのではなく安泰自立の生を営むことにあると見なされるべき」という文章 “οὐ γὰρ δεῖ οἷεσθαι δουλείαν εἶναι τὸ ξῆν πρὸς τὴν πολιτείαν, ἀλλὰ σωτηρίαν” を、バーカーは、“To live by the rule of the constitutions ought not to be regarded as slavery, but rather as salvation” と訳して、以下の注を加えている。

「アリストテレス自身は、自由をどのように定義したであろうか。ニューマンの主張によれば、この文章から、アリストテレスは、自由とは正しく制定された法に従うことである、と定義したとする解釈が可能となるであろうし、あるいは、アリストテレスは、ホッブスが書いたように、自由は主権が看過したものにある、というのではなくて、モンテスキュー

が主張したように、自由は法が許可した事柄にある、と定義したとする解釈が可能である。」

(訳注) この文章において、“σωτηρία”と“δουλεία”とが対比させられていることに注目すべきであり、問題の次元は、単に法に従う生活という理解を越えた、倫理的、霊魂的次元の問題であるように思われる。その点は、トマス・アキナスのアリストテレス注釈の仕事を引き継いだA. ペトロスの注 (Politicorum Aristotelis, Expositio, L. VII. 842.) が明らかにしている。またアリストテレス自身においては『形而上学』第一卷第二章の知識論をも参照すべきであろう。

(B 3) この章の終わりに、バーカーは、同意と一致 (協和 [ホモノイア]) の原則の必要性に関するアリストテレスの見解に、次の注を加えている。

「アリストテレスは、前述の箇所、国家体制が安定したものとなるために、統治者が持たねばならない三つの条件について議論している。これらのものの一つは、国家体制への忠誠である。彼はさらにより一般的な見地から、市民の多数が、全体として、その体制の存続を支持する意志を抱くという意味において、国家体制に対する忠誠という態度を持つべきである、と付け加える。ここで彼は第四卷の第十二章の議論にたち返っている。

『倫理学』第九卷第六章に、この議論を例証している箇所がある。アリストテレスはそこで、国民一致の観念、すなわち政治学の分野における、いわゆる連帯 fraternité の観念について議論している (バーカーは、以下この部分を訳出している)。」

第十章

一九一

しかし、君主制についても、本来的にそれがどのような原因によって崩壊し、どのような策によって維持されるか、について触れておくことが残されている。もっとも、王制や僭主制において生起することも、諸々の国家体制についてすでに述べられた事柄にほとんど類似している。事実、王政は貴族制と同列のものであり、僭主制は、極端な寡頭制と極端な民主制から合成さ

れたものである。それゆえ、この国家体制は、二つの悪いものから構成されており、両国家体制に付随している逸脱や誤りを持っているので、被統治者にとって最も有害な国家体制である。しかしまた、これらの君主制の各々は、その起源からして全く相い反するところから生じてきたものである。すなわち、一方の王制は、民衆に対して、優れた人々を守るために生じたのであり、王はこれらの優れた人々の中から、その卓越的力量の際立った高さ、あるいは卓越的力量にもとづく行為の優秀さにもとづいて、あるいは、このような優れた人々の血統の卓越性にもとづいて選ばれるが、他方の僭主は、民衆や大衆の中から、名望家達に対抗して、民衆が彼らから不正な扱いを受けないように、選ばれるのである。これは実際に起った事柄から明らかなことである。事実、僭主達のほとんど大部分は、民衆指導者から身を興し、いわば名望家達を誹謗することによって民衆の信頼を勝ち得たのである。すなわち、僭主制のうちであるものは、すでに国家が膨張した時代に、このようにして成立したのであり、また、それ以前の僭主制のあるものは、祖父伝来の制度を踏み越えて、よりいっそう奴隷主的支配を望んだ王達から生じたのであり、またあるものは、最高の統治職に選ばれた者の中から生じたのであり（というのは、昔は民衆自身、長期の在任期間を持つ、公共奉仕監督官や神事担当官を任命していたからである）、またあるものは寡頭制から生じた。すなわち、枢要な統治職を監督する一人の人を選ぶことから生じたのである。というのは、彼らにはすべて、ある者にはすでに王の職の力が、またある者には名誉の職の力が前もって存在しているために、ただ望みさえすれば、容易にこれを為し遂げることができたからである。たとえば、アルゴスのペエイドンやその他の人々は、すでに王制が存在していたので、僭主となったのであり、イオニアの僭主達やバラリスは名誉ある統治職から成り上って僭主となった。またレオンティノスのパナイティオスやコリントスのキュプセロス、アテナイのペイシストラトス、シュラクサイのディオニュシオスその他の者は同様に民衆指導者から成り上ったのである。

一九〇

従って、先に述べたように、王制は貴族制と同列に配されているものであり、自分の卓越的力量によるか、あるいは血統によるか、あるいは善行によるか、あるいはこれらのものと能力との結合によるかはともかく、その人間の価値にもとづいている。というのは、彼らはすべて、国家か民族に、善行

を施すか、あるいは善行を施す力を持っていることによって、このような榮譽の職を獲得したからである。たとえば、コドロスのように、戦争による市民の奴隷化をくいとめた者もいれば、キュロスのように人々に自由をもたらした者もあるし、またスパルタやマケドニアやモロシアの王達のように、土地に植民したり、国土を獲得したりした者もある。

また王は、財産を獲得した者が不正を蒙らないように、また民衆が侮辱を受けないように、番人でありたいと望むものである。しかしそれに反して僭主は、すでにしばしば述べたように、自分の利益のためでなければ、公共のことにいささかも注意を向けない。僭主の目的は快楽であり、王の目的は、品位である。それゆえ、彼らがより多く獲得しようとするものは、僭主にあっては財産であるが、王にあっては、榮譽である。また王の護衛は市民からなっているが、僭主のそれは外国の人々からなっている。

また僭主制が民主制の悪弊と寡頭制の悪弊とを合わせ持っていることも明らかである。すなわち、寡頭制からは、その最終目的が富であること（なぜなら、護衛隊のみならず、ぜいたくな生活を維持するためにはそうせざるを得ないからであり）、また大衆を全く信頼しないこと、という悪弊を受け入れている（それゆえ彼らは、民衆から武器の剥奪を行うのである）。また民衆を虐待し、市域から追い払い、ばらばらに散在させることも、寡頭制と僭主制の双方に共通したことがらである。また民主制から由来する悪弊とは、名望家と争い、ひそかに、あるいは公然と彼らを打ち滅ぼし、彼らを競争相手、統治に対する邪魔者として追放することである。なぜならば、このような人々（名望家）の間から、陰謀も生じてくることになるからである。すなわちそのある者は自らが統治しようと欲し、またある者は隷属に陥らないようにするからである。トラシュブロスに対するペリアンドロスの忠告、すなわち大きく伸びた穂は刈り取れ、つまり、市民の中で卓越した人物は常に除き去るべしという忠告はここに起因しているのである。従って、ほとんどすでに述べられたように、国家体制変動の原因は、諸々の国家体制においても、君主制においても同一であると見做すべきである。すなわち、被統治者達の多くは、君主に対して、不正と恐怖と軽蔑が原因となって、攻撃を加えるのであり（不正を原因とする場合、その最大のものは侮辱を受けることである）、またある場合には私有財産の没収が原因で起る時もある。しかもその目的も、

僭主制の場合も王制の場合も前に述べた場合と同じである。すなわち、君主のもとには万人が希求する巨大な富と名声があるからである。このような攻撃のあるものは、統治者の命に向かってなされるものであるが、また支配そのものに向けられるものもある。しかし侮辱が原因で生じる攻撃はその命に向けられる。

そして侮辱にも色々の種類があるが、その各々が怒りの原因となる。しかし、怒った者のほとんど大部分が攻撃を加えるのは復讐のためであり、自分が優越した地位につくためではない。たとえば、ペイシストラトス一族に対する攻撃は⁵⁾、彼らがハルモディオスの姉妹の顔に泥を塗り、ハルモディオスを侮辱したことによって生じたのであり（というのは、ハルモディオスはその姉妹のために、アリストゲイトンはそのハルモディオスのために立ち上がったからである）、またアンブラキアの僭主ペリアンドロスに対する陰謀がなされたのは、彼が寵愛した若者と酒宴の席にいた時、彼がこの若者に、もう自分の種を宿したかと尋ねたことによるのである。またパウサニ阿斯によるフィリッポスへの攻撃も、アッタロスとその一族によって彼が侮辱されるのをフィリッポスが放置したからであり、またデルダスによる小アミュンタスへの攻撃は、小アミュンタスがデルダスの貞潔を弄んだことを人に自慢したからであり、またキプロスのエウアゴラスに対するあの宦官の攻撃も復讐のためであった。というのは、宦官はエウアゴラスの息子が宦官の妻を奪い取ったので、侮辱されたと思って、エウアゴラスを殺したからである。また多くの攻撃は、君主達のある者が肉体的凌辱を犯すことから生じる。たとえば、アルケラオスに対するクラタイオスの攻撃がそうである。すなわち、クラタイオスは性的交渉に対して常に耐えがたい思いをしていたのであり、従って、もっと小さな口実でも攻撃するのに十分であったのである。ところが、アルケラオスは彼に娘のどちらかを与える約束をしたにもかかわらず、娘のどちらも彼に与えず、シラスとアルラバイオスに対する戦争に苦しめられていたので、姉の方をエリメリアの王に与え、妹の方は自分の庶子のアミュンタスに与えたのである。それは、こうすれば、このアミュンタスと(自分の後妻)クレオパトラから生れた子供との対立が最も小さくなると考えたからである。これがきっかけとなってクラタイオスの攻撃がなされたのである。しかし離反の原因は、性的関係に対する嫌悪であった。しかしまたラリサのヘラノク

ラテスも同様の理由によって、この攻撃に加わった。というのは、アルケラオスは彼の貞潔を享受したが、約束したにもかかわらず彼を家に戻さなかったからである。そこで彼は、今までなされてきた性的交渉は恋愛の情によるのではなく、侮辱によってなされたものだったのだと思ったのである。また、アイノス人ピュトンとヘラクレイデスは、親の仇を打とうとしてコテュスを滅ぼした。またアダマスがコテュスから離反したのは、少年時代に彼によって去勢されたために、侮辱されたと考えたからである。

また多くの人々は、殴打によって肉体に大きな苦痛を受けた場合には、憤激し、侮辱されたと思って、相手が統治職にある人であろうと王族であろうと、ある者は彼らを滅ぼしたし、またある者は滅ぼそうと試みたのである。たとえば、ミュティレネでは、メガクレスは、歩き回って棍棒で人々を殴打しているペンティロス一族の者を、友人とともに襲撃してこれを打ち滅ぼした。また後には、スメルデスが、殴打され、妻のところから引きずり出されたことを理由にペンティロスを殺したのである。またデカムニコスがアルケラオス襲撃の指導者となって、先頭に立って攻撃を行った者を煽動したのであるが、その怒りの原因は、アルケラオスがかれデカムニコスをむち打ちにするために詩人エウリピデスに引き渡した、ということなのである。エウリピデスは、デカムニコスが自分の口臭について何か言ったことに腹を立てていたのである。また他の多くの人々がこのような理由によって滅されたり、陰謀を企てられたりしたのである。

だがまた恐怖が原因でこうしたことが生じることもある。実際、恐怖も、諸々の国家体制におけるのと同様に君主制においてもこうした襲撃の原因の一つであった。例えば、アルタバネスはクセルクセスを殺したが、それは、彼アルタバネスがダリウスを絞殺したという、ダリウスに関する非難を恐れたからである。たしかにそれはクセルクセスが命じたのではないが、クセルクセスの食事中のこと故に（その件について）覚えがないこととして黙認されるのではないかと考えてしたことであつた。

しかしまた攻撃は軽蔑によっても生じる。例えば、サルダナパロスを滅ぼした者は、サルダナパロスが女達と羊毛を梳いているのを見て殺したのである（語り部が物語るこの話がもしも本当だとすれば。しかし、この話が本当のものでなかったとしても、誰か別の人物においては、本当にありそうなこ

とである)。また、ディオニュシオス二世をディオオンが攻撃したのも軽蔑が原因であった。というのは、ディオオンは、市民達もディオニュシオスに対して、いつも彼が酩酊していたことに同様に軽蔑の念を抱いていることを見たからである。また君主の友人達の中にすら、軽蔑によって君主を攻撃するものもいる。というのは、信頼されていることによって、逆に軽蔑し、しかもそれを気づかれないと考えるからである。また自ら統治権を掌握する能力があると考えた人々は、ある意味において、軽蔑することによって攻撃するのである。彼らは、力があると思い、その力の故に危険を軽視して、あたかも将軍達がその君主達に対してするように易々と攻撃を企てるのである。たとえば、キュロスがアステュアゲスを攻撃したのは、その権勢が衰えていながら、自ら贅沢な生活をしていたことにより、キュロスがアステュアゲスの生活もその力も軽蔑したからである。またトラケ人セウテスが将軍の地位にあった時、アマドコスを攻撃したのも、このような理由からである。しかしまた人々は、以上の原因が複数重なって攻撃をすることもある。たとえばミトリダテスがアリオバルザネスにしたように、軽蔑と利得が原因となって攻撃を加えることがある（しかし、たいていは、生れつき大胆な性格を持ち、君主の下で軍事上の要職に就いている者がこうした原因によって攻撃を試みるのである。というのは、勇敢に力がつけ加われば大胆不敵になるから）。そして彼らは、これら二つのもの（勇敢と実力）に依拠して、自分達は易々と相手を打ち負かすことができると思い、このような攻撃に打って出るのである。

しかし名誉心ゆえに攻撃を遂行する場合には、その動機のあり方は、先に述べた時とは異なっている。というのは、ある人々が僭主への反抗を試みようとするのは、僭主のもとに大きな利得と大きな名声があることを見るからであるが、名誉心ゆえに攻撃に出る人が、それぞれ危険を敢えて冒そうとするのは、決してそのような動機からではないからである。むしろ、前者の人々は、上述の原因によって攻撃に出るのであるが、後者の人々は、あたかも他の何か際立った行為を為し遂げ、それによって、他の人々の間で有名となり、名声を得るような場合のように、君主制を打ち倒したいと思うのではなく、名声を得たいと思って君主に反抗の企てをなすのである。しかしながら、このような理由にもとづいて事を押し進める人は、数の上では極めて少ない。というのは、もしそうした行為を為し遂げることができなければ、いささかも

保身を考えていないという覚悟が根底になければならないからである。すなわち、このような試みをする人は、かのディオンの心がまえに従うべきであるが、こうしたことは多くの人々においては容易には生じえないことである。すなわち、かのディオンは、少数の者を率いてディオニュシオスに対して兵を起こした時、次のような心情を語った。「たとえ自分がどこまで進みうとしても、ここまでこの行為に携わってきたのだから、自分にはそれで十分である。たとえ上陸後すぐに自分が倒れるようなことがあっても、その死は自分には満足な死である」と。

ところで、僭主制は、崩壊のもう一つのあり方として、他の国家体制のいずれもがそうであるように、それに対立する国家体制がより強力に存在する場合に、外部から解体される（というのは、政治的志向が対立しているために、こうした意欲〔僭主制崩壊への〕が存在することは、自明のことであるから。事実、人は皆、その力があれば、意欲したことを行うものである）。しかし、相対立している国家体制としては、ヘシオドスが「陶工に対する陶工」⁶⁾というように、一方においては、僭主制に対する民主制があり（というのは、僭主制は民主制の最終形態であるから）、他方では、国家体制の性格そのものが僭主制と対立している王制と貴族制がある（それゆえにスパルタ人は非常に多くの僭主制を解体したのであり、シラクサ人も、優れた政治を行っていた時代には、そうしたのである）。

しかし、僭主制は、今一つ、政権への関与者が反乱を起す時には、それ自体の内部から解体する。たとえばゲロン一族や今日ではディオニュシス一族がそうである。ゲロンの僭主制においては、ヒエロンの兄弟トラシュブロスが自ら支配権を掌握するためにゲロンの息子を唆して、快楽に耽るように仕向けた。これに対してゲロンの一族は、僭主制が全く解体されないように、そしてただトラシュブロスだけが倒されるように、結束して立ち上がったのであるが⁷⁾、しかしその動きに加わった者達は、好機が到来したとして、このゲロン一族のすべてを追放したのである。またディオニュシオスの場合には、親類であったディオンの兵を率い、民衆を味方につけて、ディオニュシオスを放逐したが、自らも打ち倒されたのである。

しかし、人々が最も強く僭主制に対して攻撃に出る理由は二つある。憎悪と軽蔑である。そしてそれらのうちの一つ、憎悪は常に僭主に随伴するもの

である。しかし僭主制解体の多くは、人が軽蔑されることから生じる。それが証拠に、僭主としての地位を自力で獲得した者の多くは、その権力を維持したけれども、その地位を継承した者はすべて、いわば忽ちのうちにそれを喪失したのである。というのは、彼らは快樂の生活に耽り、人々から軽蔑を受けやすくなって、攻撃しようとしている人々に多くの好機を与えるからである。しかし、怒りもまた憎惡の一種と見做さねばならない。というのは、一定の仕方においては、それは同じ行為を生じさせる原因となるからである。しかしそれはしばしば憎惡よりも実践的である。というのは、それは、その激情が打算を用いないために、よりいっそう激しく攻撃するからである（とりわけ人は、傲慢な仕打ちが原因でこうした激情に走るものであり、そしてこのような原因によって、ペイシストラトス一族の僭主制やその他の多くの僭主制が滅ぼされたのである）。しかし憎惡は、より多く打算を用いる。というのは怒りは苦痛を伴うので、打算を用いることが容易ではないが、憎しみは苦痛を伴わないものであるから。

要するに、混りもののない極端な寡頭制および最終的形態の民主制の崩壊の原因として先に言及した事柄は、僭主制の崩壊の原因としても、数え上げなければならない。というのは、これら二つの国家体制は、複数の人間に分割された僭主制であるから。

他方、王制は、外部の要因からでは非常に崩壊しにくいものであり、それゆえ、長期間存続するものである。非常に多くの王制の崩壊は、それ自身の内部から生じるのである。それには二様の仕方があり、その一つは、王制に関与している人々が反乱を起す場合である。他の一つは、王がより僭主的に統治しようと企て、法を越えて、より多くのことに最高の権限を持つことを要求する場合である。だが現在ではもう王制は生じてこない。しかし、たとえ生じたとしても、それは、むしろ、君主制であったとしても僭主制であるというべきであろう。その理由は、王制というものは、自発的服従にもとづく統治であり、しかも重大な事柄について最高の権限を有するものであるが、しかし[現在では]、多くの人々の力量は同等の水準にあって、この統治職の偉大さと尊厳にふさわしい程卓越した人物は存在しないからである。こういうわけで、人々は、自発的に従おうとしないのである。しかし、人がもし策略と暴力によって支配しようとするならば、それはもう僭主制であると思わ

れる。また血統にもとづく王制においては、その崩壊の原因として指摘できることは、先に述べたことの他に、多くの王が人から軽蔑されやすい人物となること、また彼らが、手に入れた力が僭主のものでなく、王の名誉ある職であるのに、傲慢な行いをなすこと、を挙げねばならない。実際、王制というものは、簡単に解体されてきたのである。なぜなら、王は、もし人々が彼が王であることを望まなければ、ただちに王であることをやめるからである。しかし僭主は、人々が望まなくとも僭主である。

こうして君主制は、以上の理由で、またこのような他の理由で崩壊するのである。

(B) バーカーは、この章の最後に、次の注を加えている。

「ここでアリストテレスは、(王制と僭主制を含めた) 君主制と国家体制 constitution との相違を描いているように思われる。こうして彼は、君主制は国家体制ではなく、単なる人的体制——それをも一つの体制とよびうるとすれば——にすぎない、ということをほのめかしているように思われる(これは、第三巻の一般的見解と矛盾している。というのは、そこでは、王制と僭主制は、二つとも国家体制のなかに分類されており、王制は特に第一四章において、正しい正常な国家体制の一つであると述べられている)。それでは、なぜアリストテレスは、二つの長い、詳細な章を君主制一般の研究に、さらに特に僭主制の研究に当てたのであろうか、という問いが出されるであろう。とりわけ僭主制については、アリストテレス自身、語るべき多くのことはない、と述べているに。ニューマンは、その注の中で、アリストテレスはギリシャの制度のなかで最悪のものを矯正することを望んだ、と述べ、またマケドニアの王制が正しい軌道のもとに維持されることを願ったのではないかと推測している。しかしながら、どのような素材をも吟味し、それを可能なかぎり一般化するということにアリストテレスを導いたものは、おそらくかれの百家全書的な、分析的な精神態度であろう。彼における医者魂(我々はずねに、かれの医家としての血統と医学への関心を想起しなければならない)が、病状の診断と治療の提案へと引き寄せられ、一人支配 one-man government、とりわけ僭主的形態の支配の諸問題が、彼に興味深くかつ異常な

素材を提供したのであろう。」

(訳注) バーカーのこの発言は、アリストテレスの国家論の中心的問題に関わっている。国家は、市民の最高の共同的結合体（コイノーニア）であり、国家体制（ポリテイア）は、ポリテウマ（統治体・市民体）を最高の権限の担い手とする組織であるとするアリストテレスの国家像と、君主が単独で最高の権限を掌握する国家とは、矛盾するのではなかろうか、という問題である。

第十一章

しかしながら、一般的に言えば、君主制が維持されるのは、前に述べた崩壊の原因と逆の原因によるものであり、個別的に言えば、王制は、それをより穏当なものに導いていくことによって維持されることは明らかなことである。というのは、王達の最高権限が少なければ少ない程、それだけ長く、その権力のすべてが維持されることになるにちがいないからである。実際、彼らはますます奴隷主的支配者であることを止め、その性格も、普通の人になりますます等しくなり、被統治者に妬まれることもますます少なくなる。まさにこのために、モロッシア人の王制は長期間存続したのであり、スパルタ人の王制も、はじめから、その統治権が二つに分割されることによって、またさらに、テオポンボスが色々な策を用いて、とりわけ監督官職をその上に設けて王権を穏和なものにしたことによって、長い間存続したのである。すなわち王の権力を削減することによって、その存続の期間を長くしたのであり、従って、ある意味において、王権をより小さくするのではなく、より大きくしたのである。そしてまさしくこの点こそ、彼の妻が彼に次のように尋ねた時に答えたといわれているものである。すなわち、「あなたは御父上から受けついで王権をより小さくして息子達に譲ろうとなされているが、それで少しも恥かしくございませんか。」と尋ねられた時、「いや、決して恥かしいとは思わない。なぜなら、王権をいっそう長続きするものにして譲るのだから」と答えたという。

他方、僭主制は、二つの最も相い反する方法によって維持される。そのうちの一つは伝来のもので、それにもとづいて、僭主の大部分はその統治を行

なっている。これらの方策の多くのものは、コリントスのペリアンドロスが考案したものと言われている。またこのような方策は、その多くをペルシャ人の統治からも取り出すことができる。僭主制を可能な限り維持するために、少し前に言及されたこともその種の策に属することである。すなわち、優れた人々を一掃し、高邁な精神の持ち主を抹殺し、共同食事や政治クラブや教育やその他同様のものを一切許さず、高邁な精神や信頼の二つが醸成されることを常とするすべてのものを監視し、講義する場やその他の学問の集まりが催されるのを許さず、また全ての人をできる限り互いに知らない関係に置くためのあらゆる策を講ずること、である（というのは、面識は、相互の信頼を高めるからである）。さらに、町に住んでいる人々を常に目に見えるところに置くこと、つまり、城門の近くで時を過ごさせるようにすること（そうすれば、彼らが何をしているか気づかずにいることは、まずないであろうし、また、人々が奴隷的になって、小さなことしか考えないような習性に陥るからである）。その他、ペルシャや野蛮な民族の僭主達が用いるこのような策がそれである（それらはすべてこれと同じような効果があるから）。また、被統治者の誰かがたまたま言ったり、為したりしたことが見過されないように努めたり、シラクサの女間者と呼ばれている者や、ヒエロンが集会や会合がある所に派遣した盗聴者のような、間諜を置くことも、そうである（というのは、人々は、このような人々を恐れて、自由気ままに話すことがより少なくなり、また仮にそうした場合でもそれが見過されることがより少なくなるからである）。また人々を互いに離反させ、友人を友人に、民衆を名望家に、富者達を彼ら自身に衝突させることもそうである。また被統治者を貧しくして、守備隊を養い⁸⁾、また民衆がその貧しさゆえに日々暇がなくなって、反抗することをしなくなるようにすることも僭主の方策である。この実例は、エジプトのピラミッドであり、キュプセロス一族の奉納物であり、ペイシストラトス一族による、オリュンピオスの神殿造営であり、サモスにある建造物のうちのポリュクラテスの営んだものである（これらはすべて、同じ効果をもたらすことができる。すなわち、被統治者から余暇をうばい、彼らを貧しくするのである）。たとえばシラクサにおけるように、税金を徴収することもそうした政策である（というのは、ディオニュシオスの下では、五年間で全財産が徴収されるということが生じたのである）。また僭主は、戦争を好む者

である。それは、人々が余暇をなくし、またつねに指導者を必要とするようにしておくためである。また王制は友人達によって維持されるが、とりわけ友人達を信用しないことこそ、僭主制の特質である。それは、僭主制の打倒は万人が欲しているが、それを可能とする者はとりわけ僭主の友人達であるからである。

さらにまた民主制の最終形態において生じるところの方策もすべて僭主制的なものである。すなわち、夫を告訴するための、家の中での女性上位、また同様の理由で奴隷達の放縦が、それである。というのは、奴隷達にも女達にも僭主に反抗を企てる者はいないのであって、日々を幸せにくらすことができれば、必ず僭主制や民主制に好意を示すことになるからである。事実、民衆というものは、君主になりたがるものである。それゆえまた、追従者がこの面体制においては尊重されるのであり、一方の民主制においては、民衆煽動者がそれであり（というのは民衆煽動者は、民衆の追従者であるから）、他方、僭主制においては、卑屈な態度で僭主に接する人がそうである。まさにこれこそ、追従の仕事である。

そして、それゆえに僭主制は悪い人間を好むものである。というのは、僭主は追従を受けることを喜ぶが、しかし自由人の気概を持っている者なら一人としてこれを為そうとする者はいないのであって、優れた人々は、友として人を愛するのであり、少なくとも決して追従はしないものである。また悪人は悪事に対して役に立つ。というのは諺にもあるように「釘は釘によって」であるから。また威厳のある者や自由独立の者を喜ばないのも僭主の特徴である（というのは、僭主という者は、自分だけがそのような者であることを求めるものであるが、威厳において彼と競う者や自由な振舞いをする者は、僭主からその優越と奴隷主的な地位を取り去ることになるからである。従って僭主は、こうした人々は自分の支配を打ち壊すものと考え、彼らを憎むのである）。また会食者や側近の者として、市民よりもむしろ外国人を用いるのも僭主に特徴的なことである。というのは、市民達は自分に敵対的であるが、外国人なら自分と張り合うことはないと考えるからである。

これらのことやこれに類することが僭主制的な方策であり、その支配を維持する策である。そしてそれらはその悪質さにおいて欠けるところがない。ところで、これらすべての方策は、いわば三つの種類に包括される。すなわ

ち僭主制は、三つのことを追求する。その第一は、被統治者が卑小なことしか考えないようにすること（というのは、卑小な魂は誰にも反抗を企てないだろうから）。第二には、人々が互いに不信の念を抱くことである（というのは、僭主制というものは、一定の人々が互いに信頼し合うようになって、はじめて解体されるものであるから。それゆえ僭主達は、有能で高潔な人々を、彼らの権力に対して害をなす者とみなして彼らと争うのである。なぜなら、このような人々は奴隷主的な方式で支配されることに同意しないという理由からだけでなく、彼らが自分達の間でも、また他の人々の間でも信頼されていて、自分達をも、また他の人々をも密告しないという理由からも、僭主達は彼らに敵対するからである）。第三には、被統治者における、国事に対する無能力である（というのは、誰も不可能なことはしようと試みないのであり、従って、その能力がなければ僭主制を倒そうとは思わないからである）。従って、僭主達の意図が帰着するところの目的は、三つということになる。すなわち、人は僭主制のすべての政策を、以下の基本原則に帰着させることができるであろう。すなわち、人々が互いに信用しないように、また行動する能力がないように、そして、卑小なことしか考えないようにすること、である。

こうして、僭主制に維持安定をもたらす方策の一つは以上述べたようなものである。しかし他のもう一つの策は、今述べたものとはほとんど正反対の方面に注意を向けるものである。王制の崩壊からこのことを理解することができる。すなわち、王制崩壊の一つの方式がその統治をよりいっそう僭主制的なものにすることであったように、僭主制の維持は、その統治をよりいっそう王制的にすることにあり。ただし、ただ一つのこと、すなわち、その統治を欲している人だけでなく、欲していない人をも統治できるように、その権力だけは維持することが必要であるが。というのは、権力を放棄してしまえば、僭主として統治することも放棄することになるからである。それゆえ、これはまさに根本前提として維持すべきであり、その他のことを、立派に王としての役割を演じつつ為すべきであり、またそうしているように人々に思われるべきである。すなわちまず第一に、公共の財産に注意を払っているように思われねばならず、大衆が怒りを覚えるような贈与への支出をつつしまねばならない。すなわち、一方で苦勞して働いている大衆から貪欲に取り上げ、他方で側女や外国人や技芸者におしみなく与えるような場合がそれであ

る。さらに徴収されたものと支出したものとについて、説明を与えるべきである。そしてまさにこのことをすでに僭主のある者達が行っている（というのは、そうすればその人は国家行政の管理者と思われ、僭主であるとは思われないであろうから。また、国家の最高の権限を有しているかぎり、いつか財産に困窮することとなるのではないかと恐れる必要はない。むしろこの方策〔収支を決着させておくこと〕の方が、国から離れて外国に出征に出る僭主達にとっては、金を集めて後に残していくよりも有益であろう。というのは、後に残った監視人が彼の権力に反抗するようなことはそれだけ少なくなるであろうから。実際、僭主達のうちで、外国に出征している者にとっては、この監視人は、市民達よりもはるかに恐るべき者である。なぜなら、市民達は僭主と共に出征するが、この者達は、国に残るからである）。

さらに、税金も公共奉仕も、国事のために、あるいは、いつか戦時に用いる必要が生じる時のために徴収するものであるように見せねばならない。また一般的に言って、自らを私的なものでなく公共的なものの管理者、財務官であるように装わなければならない。また苛酷な人ではなく、威厳ある人であるように見せなければならない。さらに接する人が恐怖を感じずような人物ではなくて、畏敬の念を覚えるような人物に見えなければならない。しかしながら、人から簡単に軽蔑されるような人物は、このようなことを容易にはなし得ないであろう。それゆえに他の諸々の卓越的力量ならいざしらず、軍事的な卓越については注意を払うべきであり、自分についてそのような名声を獲得すべきである。さらに、自分だけでなく、自分の側近の者も、被統治者の誰をも、——それが少年であろうと少女であろうと、——辱かしめないように見えなければならない。また同様に身内の女達も、他人の女達を侮辱しないように振舞うべきである。というのは、女達の傲慢な振舞いによって多くの僭主制が減んだからである。また肉体的な享樂については、今日、僭主のある人々が行っているのとは反対のことをしなければならない（というのは、彼らは、これを早朝からすぐに始めて、何日も続けて行い、しかも、他人が、幸福な人よ、恵まれた人よと誉めそやすように、これをしているところを人々に見せることすら欲する）。しかしながら、このようなことに対しては、とくに節度を保つべきであり、もしそれができなければ、他人に見られるのを避けなければならない（というのは、攻撃されやすく、軽蔑されや

すいのは、酔っていない人でなく、酒に酔っている人であり、目覚めている人でなく、眠っている人であるから)。さらに、先に述べたほとんどすべてのことと反対のことを行わねばならない（すなわち、僭主ではなく、国の管理人であるかの如く、国家を整備し、それを美しく飾らなければならない）。

さらに、神々に対しては、常に並み外れて熱心であるように人に見せなければならない（なぜなら、もし人々が、統治者は神を畏れる人であり、神々のことを心にかける人物だと思えば、そのような人物から何か無法な仕打を受けるのではないかと恐れることが少なくなるからである。また彼を、神々を味方に持っている人物と思って、彼に反抗を企てることも少なくなるからである）。ただし、このようなことをするとともに、愚かしい印象を与えないようにしなければならない。

さらに何事かに優れていることによって立派な人物になった者には、自ら権力を握った市民達によってもこれ以上の名誉は与えられないと思う程の名誉を与えるべきであり、しかもこのような名誉は自ら与え、刑罰は別の役職者や法廷の者が与えるべきである。

またすべての君主制に共通の維持策は、いかなる者であれ、一人の人物を大きな存在にしないことであり、もしそうなったとしてもそれを複数にすることである（というのは、お互いに監視するからである）。しかし結局誰か一人に高い地位を与えなければならないなら、その性質が大胆な者だけは避けた方がよい（このような性格の者は、あらゆる行為において果敢であるから）。またある者からその権力を切り離そうと思うならば、それを徐々に行うべきであり、一度にすべての権力を奪ってはならない。さらに乱暴狼藉の類いはすべて慎まねばならないが、とりわけ、二つのもの、身体に対する乱暴と若者の童貞に対する侮辱はとくに慎むべきである。とくに名誉を愛する人々に対しては、このような注意は欠かすことができない。財産を愛する人々がその財産を無視されることに耐え難さを感じるように、人々の中でも名誉を愛し、徳行優れた人々は、不名誉なことに耐え難さを感じるからである。それゆえ、そのような行為はしてはならないし、あるいは罰を与えるとしても、侮辱からではなく、父親の愛情からなされたものと思われるようにしなければならない。また青年に対する性的交渉に対しても、それが愛情からであって、横暴な力によるものでないように思われるべきであり、一般的に言っ

て、不名誉と思われるものに対しては、より大きな名誉で償うようにすべきである。

僭主の身体を抹殺しようと考えている人々の中で最も恐るべき人々は、僭主を殺せば、もうこれ以上生き永らえることを望まない人々であり、彼らに対しては、最大の警戒を必要とする。それゆえ、自分自分が、あるいは自分がたまたま心にかけていた人々が乱暴な扱いを受けたと思う人々こそ最も用心すべきである。というのは、激怒から反抗を企てる人々は、ヘラクレイトスも言うように、自分の身を惜しまないからである。曰く、激怒と闘うことは難しい。なぜならそれは命がけで贖おうとするから⁹⁾、と。

さて、国家は、二つの部分、すなわち貧民と富者から構成されているのだから、その双方が、自分達の生活が維持されているのは、僭主の統治に拠るのであり、一方が他方によって不当な扱いを受けないのも、やはりその僭主の統治に拠るのである、と思うように仕向けることがとりわけ必要である。またそのどちらかがより強力であれば、とりわけその強力な方を自分の統治の味方にすべきである。というのは、その支持が僭主の権力の方に存在すれば、僭主は奴隷の解放も、武器の取り上げも行う必要がないからである。というのは、一方の部分が僭主の力に付け加われれば、僭主は彼を攻撃する側よりも圧倒的に強力になるからである。

しかしながら、このようなことを一つ一つ取り上げて述べることは、もう余計なことであろう。なぜなら、僭主のめざすべき目標は明らかであるから。すなわち、被統治者には僭主のように見えるのではなく、管理者あるいは王であるように見えなければならず、横領者でなく、保管者のように見えるべきであり、行き過ぎた生活でなく節度ある生活を追求すべきであり、さらに一方では名望家達と親しく交わるべきであり、他方では大衆の人気を得なければならない。というのはこのようなことから、卑しむべき人々でなく、より優れた人々を統治することとなり、いつも憎まれたり恐れられたりすることがなくなることによって、その統治はよりいっそう立派なものに、よりいっそう羨望に価すべきものとなるにちがいないから。いやそればかりでなく、その統治がいっそう長期にわたるものとなり、さらに、僭主自身が、その性向において優れた有徳者となるか、あるいは半ば良好という人物となるか、少なくとも劣悪というのではなく、半ば劣悪という状態になるに相違ない。

(B1) 僭主制の維持策として挙げられている、僭主の王的振る舞いについて、バーカーは次の注を加えている。

「以下の文章において、アリストテレスはマキャヴェリを先取りしている。そして現実的な方法で『新君主』に、『賢明な』忠告を与えている。しかし彼の忠告は、マキャヴェリのそれと根本的に異なっている。彼は新君主に『国家理性』を捨てるように命じ、王たること——人間たることを演ずるように命じるのである。」

(B2) 宗教に対する僭主の態度について、バーカーは、次の注を加えている。

「現代の読者には、アリストテレスはここで宗教をマキャヴェリ的な方法で取り扱っているようにみえるかもしれない。しかし彼は、我々が理解しているような意味において、宗教を取り扱っているわけではない。彼は都市国家の神々の儀礼的礼拝——神々に対する公的な犠牲の儀式、ト占、および形式的礼拝に関わる一般的装置を取り扱っているのである。アリストテレスの宗教上の諸見解は、『形而上学』の中に求めなければならないし、それらは十分に深遠である。公的な礼拝の都市国家的伝統は、宗教とはやや異なったものであった。」

第十二章

しかしながら、すべての国家体制において、最も短命なものは寡頭制と僭主制である。事実、シュキオンの僭主制、すなわちオルタゴラスと彼の子供達による僭主制はもっとも長く続いたものであるが、それでもそれは百年続いただけである。これが長く続いた原因は、彼らが被統治者を、節度をもって扱い、多くのことについて、法をあたかも主人として、それに従い、またクレステネスは、軍事に通じた者となることによって容易には軽蔑されない人物であったということ、また、大衆に配慮して、その心を獲得したからである。また、クレステネスは、競技において彼に勝利の判定を拒否した審判官に冠を授けた、といわれている。またある人々は、市場に据えられている像はその審判官の似姿であるといっている。また、ペイストラトスもかつて、アレイオス・パゴスの裁判に召喚された時、これに従った、といわ

れている。

第二に長かったのは、コリントスのキュプセロス一族の僭主制である。実際、この僭主制は、七十三年六ヵ月続いた。すなわち、キュプセロスが三十年間、ペリアンドロスが四十年間と半年、ゴルゴスの息子ブサンミティコスが三年間僭主であった。その長続きの原因も前と同じものである。すなわちキュプセロスは、民衆の心を獲得した人で、統治した期間は、ずっと身辺に護衛を付けなかったし、ペリアンドロスは僭主的であったが、軍事に通じていた。第三に長かったのは、アテナイにおけるペイシストラトス一族の僭主制である。しかし、これは継続的に続いたものではなかった。というのは、ペイシストラトスは僭主であった時、二度亡命しているからである。従って、三十三年間の期間中、十七年間だけ僭主として君臨していたのであり、その子孫が僭主であったのは十八年間であったから、合計で三十五年間であった。その他の残りの僭主制のうちでは、シラクサのヒエロンとゲロンの僭主制が長命であったが、しかしこれも長年続いたというわけではなく、全部あわせても二十年に満たないこと二年であった。ゲロンは七年間僭主であったが、八年目に亡くなったし、ヒエロンは十年間であったが、トラシュプロスは十一ヶ月目に追放されている。しかし僭主制の多くはすべて全く短命に終わったのである。

こうして、諸々の国家体制について、また君主制について、これらがいかなる理由により崩壊し、またいかなる理由によって維持されるのかが、そのほとんどすべてにわたって述べられたわけである。

確かに、『国家』の中では、ソクラテスによって国家体制の変革について述べられてはいるけれども、しかし十分満足のいく仕方で述べられてはいない。というのは、最良の国家体制で、しかも第一等のものでもある国家体制の変革について、それに固有の仕方で論じてはいないからである。実際、彼は、その理由として、何物も一つとし永続するものではなく、一定の周期において変化するから、と述べている。そしてその変化の元(はじめ)は、「その比四対三が根底項として五と組み合わせられると二つの調和をもたらす——これはこの図形の数(四角形)が立体化(三乗に)される時、という意味であるが——ところの数のうちにある」と述べている¹⁰⁾。それは、自然が時には資質が劣悪で、教育の手には負えない者を生み出すことがある、ということなのである。たし

かに彼の言っていることは、この点ではおそらく不当ではないであろう（というのは、教育を受けても立派な人にはなれない人が若干いることはありうることであるから）。しかしながら、このような変化は、どうして他のすべての国家体制よりも、また生じうるすべてのものよりも、ソクラテスによって言及された最良の国家体制に固有なのであろうか。さらに彼は、万物は「時」によって変化すると述べているが、この「時」によって、生成が同時になされなかったものが、同時に変化するのであろうか。たとえば周期の前日に生じたものが、[そのものより以前に生成したものと]同時に変化するのであろうか。これに加えて言えば、どのような原因によって最良の国家体制からスパルタの国家体制へと変化するのか。なぜなら、すべての国家体制は、しばしば、それに近い国家体制に変化するというよりも、それと正反対の国家体制の方に变化するものであるから。他の国家体制についても同様のことが言える。すなわち、ソクラテスは、スパルタの国家体制から寡頭制のそれへ、また寡頭制から民主制へ、また民主制から僭主制へと変化すると述べているが¹¹¹、たとえば民主制から寡頭制へ、しかも君主制へ変わるよりも多く寡頭制へ変わるように、逆の方向でも変化するのである。

さらに、僭主制について、その変革があるともないとも述べていないし、もしあるとすれば、いかなる原因で、またどのような国家体制に変化するのかを述べていない。その沈黙の原因は、語ろうとしても、それが容易でないからである。なぜなら、それは確定的ではないからである。実際、かの人によればそれは、第一等の、かつ最良の国家体制に変化しなければならないことになる。確かにそうなれば、その変化は継続的で、循環的なものになるだろう。しかし、僭主制は、シキュオンにおいて、ミュロンの僭主制からクレイステネスの僭主制に変わったように、同じ僭主制へ変化することもあるし、またカルキスにおけるアンティレオンの僭主制のように寡頭制へも変化する。またシラクサにおけるゲロン一族の僭主制のように民主制へも変化する。またスパルタのカリロスの僭主制やカルタゴのそれのように、貴族制へも変動する。さらに国家体制は、たとえばシケリアにおける昔の国家体制のほとんどのもの、すなわちレオンティノイにおいてはパナイティオスの僭主制、ゲラにおいてはクレアンドロスの僭主制、またレギオンにおいてはアナクシラオスの僭主制やその他の多くの国家におけるように、寡頭制から僭主制へと

変化する。また、ソクラテスは、国家体制が寡頭制に変わるのは、その財産において大いに優越した人々が、無産階層と有産階層とが平等に国家体制に参加するのは不当であると考えからではなく、むしろ統治職にある者が金銭を愛し、金もうけにいそしんでいるからであると思っているが¹²⁾、これは奇妙なことである。実際、多くの寡頭制においては、金もうけに従事することは許されていないのであり、むしろこれを禁止する法律が存在するのであって、他方、民主制のカルタゴにおいては、彼らは金もうけに従事しながら、いまだ国家体制の変動は起っていないのである。

しかしまた、寡頭制の国家は、二つの国家、すなわち富者の国家と貧者の国家である、と言っているのも奇妙である¹³⁾。なぜなら、この寡頭制国家は、スパルタの国家体制やその他のどのような国家体制に比べて、どの点で特別な状況にあるのであろうか。これらの国家体制においても、すべての人が等しく財産を持つというわけでもなく、すべての人が同様に立派な人間であるというわけでもないからである。しかし誰一人、以前よりも貧しくならなくとも、それでも、もし貧者が多数を占めるようになれば、国家体制は寡頭制から民主制へ変動するし、また裕福な部分が大衆よりも強力であって、しかも大衆が国政に対して関心を抱かず、他方で富者が国政に意を用いるならば、国政は民主制から寡頭制へ変動する。この寡頭制が変化する原因は色々多くあるけれども、ソクラテスは、ただ一つだけだと言っている。すなわち、あたかも人々がもともとは、大部分あるいはすべての人が豊かであったかのように考え、その上で人々が浪費し、高利に追われて貧乏になった、というのである¹⁴⁾。しかしこれは誤っている。指導的な人々の幾人かがその財産を失えば、その時には、その者は新たな変革を起すであろうが、他の人々がそうなくても少しも重大なことは生じないであろう。そしてたとえ変革が生じるとしても、他の国家体制よりはむしろ民主制へ変わるというようなことは全くないのである。さらに人々は、榮譽ある職に与らない場合とか、不正を受けたとか、侮辱された場合には、反乱を起し、国家体制を変化させるのである。また、たとえ財産を蕩盡しなくともそうするであろう。彼らは何でも欲することを行うことが許されているのだから……ソクラテスは、過度の自由がその原因であると言っている。

また寡頭制や民主制はその種類が色々あるにもかかわらず、ソクラテスは、

その各々是一个の種類しかないと考え、その上でその変革を語っている。

(B 1) 「こうして、諸々の国家体制について、また (*καί*) 君主制について、これらがいかなる理由によって崩壊し、」の文章に、バーカーは、次の注を加えている。

「アリストテレスは、この巻の他の章におけるように、『国家体制 constitution』(そこには、統治職の保持を規制する制度が存在する。彼の見解においては、それは国家体制 constitution の本質である。)と君主制すなわち単独統治者(そこには、上述の制度は存在しない)とを区別している。」

(B 2) アリストテレスのプラトン『国家』批判について、バーカーは次の注を加えている。

「国家体制の変化についてのプラトンの一般的言及は、その歴史的な年代記を説明するというよりも、むしろその内的な論理を説明しようとするものであった、ということは注記しておくべきことであろう。アリストテレスの歴史的批判は、それゆえほとんど適切なものではない。」

(B 3) プラトンの「二つの調和をもたらす数」に関するアリストテレスの言及に、バーカーは、次の注を加えている。

「アリストテレスは、ここで最初にプラトン自身の言葉を引用し、さらに彼自身の解釈に基づく数語を加えている。プラトンの言葉は、有名な謎の言葉である(学者達は、それを婚姻数の謎と呼んでいる)。アリストテレスはその謎の解説に貢献してはいない。その辺の比が3対4対5であり、斜辺の二乗が他の二辺の二乗の合計に等しいピタゴラスの直角三角形(そこからアリストテレスの『図形』という言葉が出てくる)への関連が存在している、ということで十分であろう。コンフォード教授が、その『国家』の翻訳の中で述べているように、その背後にある重要な思想は、大宇宙と小宇宙の類似と調和であり、また双方における数学的原理の体現である。」

(B 4) 「自然が時には、資質が劣悪で教育の手には負えない者を生み出すことがある」という文章に、バーカーは、次の注を加えている。

「この文章の説明として、以下のことを指摘すべきであろう。プラト

ン（ある種の数学的神秘主義に鼓舞されて）は、以下のように論じている。すなわち、彼の理想的な国家の支配者達は、大宇宙と人間の小宇宙に共通の数学的原理（これらのものはその原理に一致しなければならない）に従うという意味において、時が時宜に適っているように、婚姻を調整し種族の再生産を統制するべきである、と。」

（B 5）「万物は『時』によって変化する」という文章に、バーカーは、次の注を加えている。

「プラトンは、時がそれ自体において、万物を変化させる、とは述べていない。プラトンが主張していることは次のことである。事物は、もし人間と宇宙を支配する数学的原理が遵守されていないならば、時の経過とともに変化しなければならない、と。しかしアリストテレスは、『国家』にある一つの文章（546A）、『生じてきたすべてのものは滅ばねばならない』という箇所拘泥し、それを一般的に、無条件的に解釈している。」

（B 6）この章の最後に、バーカーは次の注を加えている。

「この章は、わき道にそれる傾向がある。それは、プラトンの批判と僭主についての年代記的な、また細部にかかわる記述との奇妙な混合物である。ニューマンによれば、それは、アリストテレスのものでないとするには、あまりにもアリストテレス的である。しかしそれは一定の調子を保った議論というより、若干のメモを含んだもののように見える。歴史的事実のいくつかの点（シラクサの国政上の展開等）において、それは『政治学』の他の部分と一致しない。いずれにしても、この章の突然の中断は、それが未完成のものであることを示唆している。」

（注）

- 1) バーカーは、[] の部分は、挿入された文章と推定している。
- 2) アリストテレス『アテナイ人の国制』第一三章以下参照
- 3) $\beta\rho\alpha\chi\tilde{\nu} \rightarrow D \tau\alpha\chi\tilde{\nu}$
- 4) エウリピデス「断片」891（ナウク）
- 5) アリストテレス『アテナイ人の国制』第一八章以下参照
- 6) ヘシオドス『仕事と日』25
- 7) $\sigma\upsilon\sigma\tau\acute{\alpha}\nu\tau\omega\nu \rightarrow D \sigma\upsilon\sigma\tau\eta\delta\acute{\alpha}\nu\tau\omega\nu$
- 8) $\eta\ \tau\epsilon \rightarrow D \mu\acute{\eta}\tau\epsilon$
- 9) ヘラクレイトス「断片」85（ディールス）
- 10) プラトン『国家』第八卷546B以下参照

433 アリストテレス『政治学』

- 11) プラトン『国家』第八巻550 C 以下、555 B 以下、562 A 以下参照
- 12) プラトン『国家』第八巻550 D 以下参照
- 13) プラトン『国家』第八巻551 D 以下参照
- 14) プラトン『国家』第八巻555 C 以下参照

アリストテレス『政治学』第六卷 (翻訳)

第一章

さて、国家体制の中で、評議を行い、最高の権限を有する組織、統治職の組織、および裁判法廷の組織にはどれ程異なったものがあるのか、またそれらはどのようなものか、さらに、どのような組織がどのような国家体制に適合しているか、またさらに国家体制の解体と保全について、それらがどのような人々から起され、またどのような原因によって生じるか、は先に述べられたところである。しかし民主制には多くの種類があり、また他の国家体制も同様であるから、これらについて、何か言い残されたことがあれば、それを考察するのも悪くはないであろうし、またそれぞれに固有の、またそれぞれに有益な組織様式を説明するのも悪くはない。さらに上述の国家体制の様式をすべて組合せて考察することも必要である。というのは、これらの様式が二つ組み合わされると、国家体制の交叉が生じ、その結果、寡頭制的な貴族制とか、より民主的な「国家体制」とかが生じることになるからである。考察されるべきであるのに、現在のところまだ考察されていないこの組合せは、たとえば、評議的な部分や統治職の選挙に関することは寡頭制的に組織されているが、法廷に関しては貴族制的に組織されている場合とか、あるいは、これらのことと評議的な部分に関しては寡頭制的に組織されているが、他方で、統治職の選挙に関することについては貴族制的に組織されている場合とか、あるいは、ある別の方式にもとづいてその国家体制に固有のことがすべていっしょに統合されているのではない場合のことである。

さて、どのような民主制がどのような国家に適合しているか、同様に寡頭制のうちどのようなものがどのような人々に適合するのか、またその他の残された国家体制のうち、どれがいかなる人々に有益であるか、は先に述べられた。しかし、これらの国家体制のうち、どのようなものが諸々の国家にとって最良であるのかが明らかにされねばならない。しかもそれだけでなく、これらの最良の国家体制とその他の国家体制を作り出すにはどのようにすれば

よいか、も明らかにしなければならない。それゆえ、なおこれらの事柄を簡単に論ずることにしよう。

まず最初に民主制について言及することとしよう。というのは、そうすることによって同時に、その正反対の国家体制、すなわちある人々が寡頭制と呼んでいる国家体制についても明らかになるからである。さて、このような研究にあたっては、すべての民主制的な事柄と民主制に付随すると考えられるすべての事柄を把握しておかねばならない。これらのものが組み合わされると、そこから民主制の諸々の形態が生じ、一つ以上の、そして種々異なった形態が存在することになるからである。実際、民主制を多様なものにする原因は二つあり、第一のものはすでに述べたことである。すなわち民衆の種類が色々異なっていることである（すなわち、農民もいれば、手職人や日雇い労務者もいる。これらのうち、第一のものが第二のものに加われば、あるいは第三のものがこれら二つのものに加われば、民主制がよりよくなったり、より悪くなったりするばかりでなく、同一種類のものでなくなることにより、相違が生れるからである）。第二の点については、これから論じようとするものである。すなわち民主制に付随するものと、この国家体制に固有な事柄と考えられるものとが組み合わされれば、民主制を種々異なったものにするからである。というのは、ある場合には、これらのもののわずかなものが、他の場合には多くのものが、さらにこれらすべてのものがその国家体制に付随するからである。これらのそれぞれについて知っておくことは、人がそれらのうちでたまたま欲するものを設立しようとする場合にも、また改良を加えようとする場合にも有益であろう。というのは、国家体制を制定しようとする人々は、その根本原理に一致する、そしてその国家体制に固有のすべての事柄を寄せ集めようと努めるのであるが、これを為そうすれば彼らは誤りを犯すことになるからであり、それはすでに先に国家体制の崩壊と維持に関して述べたところである。そこで今は、この民主制の基本原則、気質（エートス）、それが追求しようとする目的を論じることとしよう。

(B) バーカーは、最後の文章に次の注を加えている。

「これら三つのもの、基本原則、道徳的気質 (moral temper)、目的は、民主制の理念を構成するものであると言っていいだろう。前に言及

された民主制の『属性』(特徴)は、諸制度であって、それを通じて民主制はこの理念を実現しようとするのである。』

第二章

さて、民主制という国家体制の基本原理は自由である（というのは、人々は、ただこの国家体制においてのみ、自由というものに与かる、と常に言っているからである。実際、人々は、あらゆる民主制はこれを目標としていると言っている）。確かに自由の指標の一つは、順番に統治されたり、統治したりすることである。というのは、民主制の正義とは、人の価値に拠らず、数に拠って等しいものを持つことであり、これが正義だとすれば、大衆こそ最高の権限を持つものとならざるを得ないし、何事であれ多数者の決定することが最終的な決定となり、これが正義となる他はないからである。なぜなら彼らは市民の各々が等しいものを持たねばならないと言っているからである。従って、民主制においては、富者よりも貧者の方が最高の権限を持つことになる。なぜなら、彼らの方が数が多いからであって、多数者の決定したことが、最高の決定であるから。以上の如く、これが自由の一つの指標であり、民主制論者のすべてがこの国家体制の目標として挙げているものである。

さてもう一つの自由の指標は、人がその欲するままに生きる、ということである。実際欲するがままに生きられないということが、奴隷的であることの定めであるならば、これこそ自由の本領であると言うのである。従ってこれが民主制の第二の指標である。そこから、統治されないこと、できれば何人にも統治されないこと、もしそれができなければ、順番に統治され、統治すること、という要求が生じてきたのである。そしてそれはこのようなやり方で平等に基く自由に貢献しているのである。

これらのことが基本となり、以上のことが起点となっているとすれば、民主制は以下のようなものである。すなわちすべての人が、すべての人から統治職を選挙すること、すべての人が個々人を、また個々人が順番にすべての人を統治すること、すべての統治職、あるいは少なくとも経験や技術を要しないすべての統治職がくじ引きによって任命されること、統治職の選出にあたっては、全く財産資格にもとづかないこと、もしくはそれを可能なかぎり

小さくすること、いかなる統治職にあっても同一の人の再任はありえないこと、(再任がありうるとしても)その回数を小さくすること、もしくは軍事に関する職を除いたわずかの役職に限ること、すべての統治職の在任期間が短いこと、もしくはそれが可能な統治職のすべてがその在任期間を短くすること、すべての人が、あるいはすべての人の中から選ばれた人が、すべてのことについて、あるいは大部分のことについて、また統治職の執務報告審査や国家体制や私的契約のような、最も重大で最高の権限に属することについて判決を下すこと、民会がすべてのこと、もしくは最も重大なことについて最高の権限を有するものであり、いかなる統治職も何事に対しても最高の権限を有しないこと、あるいは(たとえあるとしても)最小の権限しか持たないこと(しかし、すべての人々に手当が十分に出ないところでは、評議会が諸々の統治職の中で最も民主的である。というのは、手当が十分に出るところでは、この統治職から力を奪ってしまうからである。事実民衆は手当が十分に出される時にはあらゆる決定権を自分のところに引き寄せる。そのことは、これ以前の研究においてすでに先に言及したところである)。さらに、できればすべての機関、民会や裁判所や統治職のすべてが有給であること、それができなければ、諸々の統治職、法廷、評議会そして定例民会、もしくは他の人々と会食する必要のある統治職が有給であること。さらに寡頭制が生れの良さ、富、教養によって特徴づけられるとすれば、民主制はその反対のもの、すなわち生れの低さ、貧しさ、粗野を特徴としているように思われる。さらに、統治職のいずれも終身でないこと、しかし、もし昔の変革から何かそのようなものが残されているとしたら、その職から権力を取り去り、その職には選挙で選ばれた者でなく、くじで選ばれたものを就けること。

ともかく以上のことが民主制に共通の事柄である。しかし、大方の一致するところの、民主制の正義から生じてくるものは(これは、数にもとづいて万人が等しいものを持つということである)、他の何にもまして民主制あるいは人民の統治制(デーモス)と考えられるものである。というのは、貧民が富者よりも多く統治に与かることは全くないこと、あるいは貧者だけが最高の権限を有するというのではなく、すべての人が数にもとづいて平等にそのような権限に与かること、これこそが平等であるから。というのは、そのようになってはじめて、人は、国家体制に自由と平等が存在していると見做す

だろうから。

(B1) 「民主制の正義」について、バーカーは、次の注を加えている。

「アリストテレスによれば、自由という観念は、その政治的側面においては、究極的には正義（すなわち配分的正義）の観念に基づくものである。」

(B2) 「評議会 (βουλή)」“council”について、バーカーは、次の注を加えている。「評議会は、執行機関的な統治職に数えられていることに注意すべきである。アテナイでは、それは500人からなる組織体〔くじで選ばれ、出席者に対して手当てが支給される〕であり、民会に対する事務を行うだけでなく、国家収入を管理し、その他の執行的機能を遂行した。」

(B3) 「すべての人が数にもとづいて平等にそのような権限に与る」に、バーカーは次の注を加えている。

「アリストテレスはここで、第四卷第四章に立ち戻っている。そしてその章で使われた句のいくつかを繰り返している。その章においてアリストテレスが描いているのは、民主主義の農業的形態であり、農民大衆である。この章において、『他の何にもまして民主制あるいは人民の統治制と考えられるもの』が民主主義の農民的形態および農民大衆の統治と同じものであるか否かについては、明確ではない。この箇所表現が第四卷第四章と類似していることは、それらが同じものであることを示唆している。それゆえまたアリストテレスはこの巻の次の章で、民主主義の社会的基礎を議論し、さらにその次の章で民主主義の農業的形態を叙述し、それを賞賛しているのであろう。」

第三章

しかし、この問題の次には、どのようにすれば人々は平等を持ち得るか、が問題となる。すなわち、財産資格を二つのグループに分け、五百人の財産額を千人の財産額に対応させ、この千人に五百人と同じ力を与えるようにすべきか、それとも、財産資格にもとづく平等をこのように設定せず、このよ

うに二つのグループに分けた上で、さらに、五百人からと千人から同数の者を選んで、彼らに選挙と裁判の最高の権限を与えるようにすべきか、が問われることとなる。それでは、民主制的正義にもとづく最も正義にかなった国家体制とはこのような国家体制なのか、それとも、むしろ人の数の多さにもとづく国家体制がそうなのであろうか。実際、民主制論者は、何事であれ、多数者が決めたことが正しいことであると言っている。他方、寡頭制論者は何事であれ、より多くの財産を持つ者が決めたことを正しいとするのである。というのは、彼らは財産の額にもとづいて決定がなされるべきだと言っているからである。しかし両者の意見は、不平等と不正義を含んでいる。なぜなら、何事であれ少数者が決定したことを正しいことであるとするならば、僭主制が生じることになるからである（たしかにもし一個人が他の富者よりも多くの財産を持っていれば、寡頭制的正義にもとづいて、彼が一人で統治することは正しいこととなるから）。またもし何事も多数者が数にもとづいて決定したことが正しいこととするならば、彼らは、先に述べたように、富者であり、少数者である人々の財産を没収するという不正を犯すであろう。

こうして両者が同意する平等なるものが何であるか、を両者が正義であると仮定するものから考察すべきである。すなわち、彼らは、市民のうち多数のものが決定する事は何事であれ、これが最高の決定であるべきだと言っている。たしかにこの点はそうあるべきこととしよう。しかしながら全く無条件的にそうであるというわけではない。むしろ国家を構成している二つの部分、富者と貧者が存在するのであるから、何事であれ、この両者が、もしくはそれぞれの多数が決定することが最高の権威を持つべきだとすべきである。しかし両者が相い反することを決定するならば、多数者の、それもその財産総額がより大きい方という意味の多数者の決定を最高の権威としなければならない。たとえば、一方において十人、他方において二十人がいて、前者の富者達のうちの六人と他方の貧者達のうちの十五人が正反対の決定をした場合、富者達の四人が貧者に、貧者達の五人が富者に加わった時、そのような場合、その何れの側であれ、双方の両派の合計された時にその財産総額が優っている方の決定が、最高の権威となるべきである。もしまた彼らがたまたま等しくなった場合は、これは、現に民会とか法廷が二分された場合と共通の難局と見做さなければならない。そのような場合には、くじで事を決する

か、何か他の方法が講じられなければならない。しかし、平等と正義について、たとえこれらについて真理を発見することが著しく困難であったとしても、それでもなお、不当に多くのものを手に入れる力を持っている人を説得して同意させるよりも、この真理を把える方が容易である。というのは、平等と正義を求めるのは常に弱者であり、強者は少しもそれを顧慮しないからである。

(B) 財産に基づく投票について、バーカーは次の注を加えている。

「アリストテレスが提起しようとしている問題は、平等は財産に基づいて算定されるべきか、それとも人 *personality* に基づいて算定されるべきか、という問題である。平等が財産に基づいて算定されるとした場合、彼は市民の分類について、一般的な方法を提案している。それによれば、財産総額が等しいブロックは、人の数はそれぞれのブロック毎に違っているが、政治的な比重は等しいものとされる。この提案は1914-1918年の戦争まで実施されていたプロイセンの三級選挙法を我々に想起させる。この制度においては、財産と投票権において互いに等しい、市民の三つのブロックが存在していた。しかし一つのブロックは人口の5パーセントしか含んでおらず、他のブロックは15パーセント、第三のブロックは80パーセントの人口を含んでいた。査定された財産に基づくブロックという制度は、4世紀のアテナイにおいて実施されていた。もっともそれはアリストテレスの提案に基づくものではなかったが。

B. C. 377年ごろ、アテナイ人は、動産、不動産を問わず、全国的な財産査定を行った。それは約140万ポンドの額になった。その時、すべての納税者は100のスンモリア、すなわち財産総額の等しいブロックに分けられた。そして各々のブロックは、ブロック内の各成員にそれぞれその割り当て額を課して、当年度に要求される等しい税額を取めた。」

第四章

これより前の議論において指摘されたように、民主制には四種類があるが、その順序において第一の種類のものが最良のものである。しかもこの種類の

国家体制は、あらゆる種類のうちで最も古いものであるが、わたしが「第一の」というのは、民衆の分類のことを念頭においてそういうのである。すなわち、民衆が農民である場合は、最も良いものである。実際、民衆が農業か牧畜によって生計を立てているところでは、民主制を設立することができるからである。というのは、一方で彼らは大きな財産を持たないために暇がなく、従って民会に足繁く出席することができないからであり、また他方では、生活に必要なものは自分で持っていないので、仕事に時間を費やし、他人の物を欲しいと思わず、統治職から大きな収入が得られないならば、国政に関与したり、統治職に関与するよりも、仕事に従事する方を喜ぶからである。というのは、多くの人々は名誉よりも利得を求めるからである。その証拠に、彼らが働くのを人が妨げたりせず、また彼らから何も奪ったりしなければ、彼らは昔の僭主制にも耐えてきたし、また寡頭制にもがまんしているのである。実際、彼らのうち、ある人々はまたたくまに豊かになり、またある者は欠乏の生活から脱する。さらにもし彼らが多少とも名誉心を持っているならば、選挙や統治職の執務報告審査についての権限を有すれば、それが彼らの欠けたところを満たすであろう。たとえば、いくつかの民主制においては、彼ら民衆は、統治職の選挙には関与せず、マンティネイアで行われているように、すべての市民より選ばれた若手の人々が順番にこれに関与するにすぎない。しかし、もし民衆が評議については最高の権限を有するならば、彼らはそれで満足するのである。そしてこうした仕方もまたかつてマンティネイアにおいてそうであったように一種の民主制と見なすべきである。

それゆえ、先に述べた民主制においては、一方においてすべての市民が統治職を選挙したり、執務報告審査をしたり、裁判したりするが、他方において、最も重要な統治職には、財産資格にもとづいて、選挙で選ばれた者が就き、しかもより重要な職にはより大きな財産資格を条件とするようにしておき、あるいは、全く財産資格にもとづくのではなく、能力ある者がその職に就くという方法が有益でもあり、またそれが行われるのを常としているのである。このような統治を行っている国家は、必ず優れた統治を行っているにちがいない（というのは、統治職に常に最良の人々が就くこととなり、民衆も、それを望み、また優れた人々を妬まないからである）。また、このような組織は優れた人や名望家達にも満足のいくものであるにちがいない。という

のは、より劣った他の人々によって統治されることがないからであり、また、彼ら自身も他の人々が執務報告審査の権限を持っていることによって、正しい統治を行うだろうから。というのは、人を依存関係に置くこと、また何であれ、自分の欲するままにことを為すということが許されないこと、これは有益なことであるから。なぜなら、何であれ、欲することはなんでも為すことができるという力は、各人に内在する悪を防ぐことができないからである。従って、この国家体制においては、最も有益なことが、すなわち優れた人々が誤りを犯さず統治し、しかも大衆が少しも不利益を蒙らないということが生じてくるにちがいない。

さて、これが民主制の中で最良の形態であることは明らかなことであり、そして何故にそうなのか、ということも明らかである。すなわちそれは、民衆がある特定の種類の人々である、ということに基づいている。しかし、民衆の構成を農民的なものとするためには、昔、多くの国で制定された若干の法が確かに有用であろう。すなわち、それらは、ある程度以上の土地を獲得することを全く禁止するか、あるいはある場所から市域まで、または都市までの土地は、土地獲得を禁止する等の法律である（実際、昔は、多くの国家において、最初に与えられた割当地を売却することは許されないとする法律が制定されていた。そしてオクシュロスの法と呼ばれている法、すなわち、各個人の所有している土地のある部分を抵当に金を貸すことを禁ずる法もこのような法を示すものである）。しかし、今ではアピュティス人の法によって改革すべきであると思われる。というのは、我々が問題にしている事柄に対して、これらの法律は有用であるから。すなわち、彼らは人口が多く、しかも小さな土地しか所有していないのであるが、万人が農耕に従っているのである。というのは、彼らは財産資格を、全財産に基づいて定めるのではなく、分割された部分をもとにして行ったので、貧民でもその財産資格を越えることができるからである。

さて、農民大衆の次に（民主制にとって）最良の民衆は、牧人であって、家畜によって生計を立てている人々である。というのは、彼らの生活は、多くの点において農耕に似ているところがあるからであり、彼らは、戦争行為に関しては、その習性において最もよく訓練されており、肉体上の点から見ても役に立ち、野営に耐えうるからである。その他の種類の民衆は、民主制

の残りの種類を作り上げているのであるが、そのほとんどすべてが、多くの点において、前の二者よりも劣っている。というのは、その生活は賤しいものであり、その大衆が手職人であろうと、市場の人であろうと日雇い労務者であろうと、彼らが従事する仕事は人としての卓越的力量とは全く関係がないものであり、また、市場や市域のあたりを徘徊するために、この類の人々はいわばすべて容易に民会に列しうるからである。しかし農業に従事している人々は、国中に分散して住んでいるので、会合することもなく、またこのような集会を必要ともしていない。またその国がたまたま、地方と都市とが著しく離れているような地勢を持っているところでは、立派な民主制や「国家体制」を作り出すことは容易である。というのは、民衆は田舎に自分の住居を作らざるを得なくなり、従って、たとえ市場に徘徊する群衆がいたとしても、民主制においては、田舎に住む民衆ぬきには民会を開くことができないからである。

こうして、最良の、そして第一の民主制をどのようにして作り出すべきか、が述べられた。またその他の形態の民主制をどのように作り出すべきか、についても明らかである。というのは、国家体制の逸脱の程度に応じて、次々により劣った民衆を取り除いていくべきであるから。

しかし、最終的な形態の民主制は、すべての人が国家体制に参加するために、あらゆる国家のよく耐えうところではなく、また法と慣習がよく整備されていなければ、容易に永続きしないであろう（もっとも、この国家体制やその他の国家体制を崩壊させる原因については、そのほとんどすべてが先に述べられたところである）。しかしこのような民主制を確立し、民衆を強力にするために、民主制の指導者たちは、できるかぎり多くの者を、それも嫡出子だけでなく庶子も、また両親のうちのどちらかが市民である者、すなわち父か母が市民である者を、自分の支持者として市民に編入することを常としている。というのはこのような人々はすべて、このような民主制により適しているからである。従って民衆指導者はこのような方策を採るのを常としている。しかしながら、大衆が名望家や中流階級の人々の数を越えるところまでは、彼らを編入してもよいが、それ以上に進むべきではない。なぜなら、彼らがさらにそれ以上に増加するならば、国家体制はより無秩序なものとなり、名望家達はいつそう不快になって民主制を耐えがたく思うようになるか

らである。まさにこのことがキュレネ人において、内乱の原因となったのである。確かに、小さな災厄は見過されるが、それが大きくなるといやでも目に入るものである。さらにまた、この種の民主制にとっては、アテナイでクレステネスが民主制を強化しようとして用いた方策や、キュレネにおいて民主制を確立した人々が用いた方策も有益なものである²⁾。すなわち、これまでとはちがった新しい部族や氏族がもっと多く創り出されるべきであり、また、私的な祭祀に属するものを少数の公的な祭祀に統合すべきであり、また、すべての人がお互いにできるかぎり混合され、以前の社会的統合が解体されるようにあらゆることが考案されなければならない。さらに僭主制的な方策もすべて民主制的なものであるように思われる。たとえば奴隷の放任（これはある程度までは有益であろう）や妻子の行動の自由、人が欲するがままに生きることを黙認すること、がそれである。というのは多くの人々は、このような国家体制を支持するからである。なぜなら多くの人々にとっては節度ある生活よりも無秩序な生活のほうが快いからである。

(B 1) バーカーは、この章の前半に対して、次の注を加えている。

「アリストテレスの思考の農本主義的傾向（反商業主義的、反工業主義的といってもいいだろう）は、すでに第一巻で表明されている。」

(B 2) 「私的な祭祀」について、バーカーは次の注を加えている。

「私的な祭祀は、部族、氏族、また供犠組合の祭祀であり、そのいくつかは有力な成員の私的な家で行なわれた。アリストテレスは、その数の削減と、その祭りを都市の中心部で催される都市共通の祭りとして行うことを提案している。」

第五章

立法者やこのような国家体制を組織しようとする人々の最大の仕事は、それを創設することではなく、またそれが唯一の仕事でもなく、むしろそれが維持されるようにする事である。というのは国家体制はそれがたとえどのように組織されたとしても、一日や二日や三日は維持するのに困難はないからである。それゆえ国家体制の維持策とは何であり、国家体制を破壊するもの

は何であるか、という、先に考察されたことがらにもとづいて、国家体制を堅固なものにするよう努めるべきである。そのためには、国家体制を破壊するものを警戒し、また成文であろうと不文であろうと、国家体制の維持策を最も多く含む法を制定すべきであり、また可能な限り多く民主的にあるいは寡頭制的に国家を統治するものを民主制、あるいは寡頭制と見做すべきではなく、最も長期にそのような統治を可能とするものを民主制あるいは寡頭制的なものに見做すべきである。しかし、現在の民衆指導者達は民衆の機嫌を取るために、法廷の力を用いて多くの財産を没収する。それゆえ、その国家体制の維持に配慮する者は、これらの事柄に反することをなすべきであり、有罪を宣せられた者の財産を没収しても、それを国庫に引きわたすのではなく神々に捧げるものとする法を制定すべきであろう。なぜならば、そうすれば不正を働く者は、前と同じ程に注意を払うだろうが（同様に罰せられるから）、民衆は何も手に入れるものがないと考えて、被告訴人を有罪に投票することを以前よりも少なくするであろうから。さらに、公共的な事柄に関する裁判を常にできるかぎり少なくし³⁾、むやみに告訴する者に重い罰を科して、これを抑止すべきである。彼らが告訴するのは常に民衆派ではなく名望家達であるから。しかし、可能な限りすべての市民がこの国家体制に好意を抱くようにすべきであり、もしそれができなくとも、少なくとも、最高の権力を持っている人々を敵と見做さないようにすべきであろう。

さて、最終的形態の民主制は、人口が多い国家において可能であり、しかも、そこでは、市民達は手当なしでは民会に出席することは困難であるから、国の収入がないところでは、この制度は、名望家には仇となる（というのは、このような手当は、財産税や没収や無思慮な法廷を通じて得られることになる他ないのであり、まさにこれらのことがすでに多くの民主制を倒壊させたものなのである）。従ってたまたま国家の収入がない場合には、民会の回数を少なくすべきだし、法廷も多数の人々より構成されとしても、短時日に行われるべきである（というのは、このことは、たとえ富者が裁判手当を受け取らず、貧者だけがそれを受け取るとしても、富裕階層が費用を恐れないように仕向けることにも役に立つし、また訴訟がはるかに良く裁かれることにも役立つからである。なぜなら富者達は、短時日ならともかく、長期間にわたって、私事から離れることを欲しないからである）。しかし、国家収入があ

る場合には、現在民衆指導者がしているようなことをしてはいけない(即ち、彼らは剰余金を分配しているである。しかし人々はそれを受け取るや否や再びまた同じものを要求する。実際、貧者に対するこのような救済策は孔のあいた壺である)。しかしながら、真に民主制的政治を志す者は、大衆が過度に貧しくならないように配慮すべきである。実際、これこそ民主制が悪化する原因である。従って、繁栄が長期間続くように工夫しなければならない。さらに、これは富者にとっても有益であるから、国家の収益から生じたものを集めて、一塊りのものとして貧者に配分すべきであり、さらにもし人が一区画の土地の獲得を可能にする程のものを集めることができれば、それが最良であるが、もしそれができなければ、交易や農耕の元本となるようなものを与えるべきであり、またそれを凡ての人々に与えることができなければ、部族毎かあるいは他の区分毎に順番に配分しなければならず、その間は、必要な集会に対しては、富者が、無益な公共奉仕から解放された上で、その集会出席の手当を寄附すべきである。カルタゴ人達は、このような仕方で行っている、民衆の親愛を獲得したのである。というのは、彼らは常に民衆のうちの若干の者を属領に送り出して、彼らを豊かにしているからである。また、もし名望家達が心優しく、物分りがよければ、彼らが貧民をそれぞれに引き受け、元手を与えて仕事に就かせることもできる。またタラス人が行っていることを模倣することもよいことである。というのは、彼らは財産をその使用に関しては貧民と共用のものとすることによって、大衆の好意を獲得しているからである。さらに彼らはすべての統治職を二種類に分け、一方を選挙された者から、他方をくじで選ばれたものから構成されるようにした。くじで選ばれる者の方は、民衆がこれに関与できるようにするためであり、選挙で選ばれた者の方は、政治がよく行われるようにするためである。これはまた同じ統治職を二つに分け、ある者はくじで選び、他の者は選挙で選ぶようにすることによっても可能である。

こうして民主制をどのように組織すべきであるか、が述べられた。

一五六

(B 1) 「財産の没収」について、バーカーは次の注を加えている。

「没収する confiscate」にあたるギリシャ語(*δημεύω*)は、人民(*δῆμος*)という言葉と同じ語源から由来している。

(B2) 「公共奉仕 (λειτουργία)」についてバーカーは次の注を加えている。

「今日我々が公的社会サービスと呼んでいるこの政策は、注目すべきものである。それは、建設的な公的援助策であり、貧困救済というより、貧民が生活を始めることができるような額の資金を彼らに提供する、というものである。アテナイでは実際にある種の公的援助の政策が採られた、といってもいいであろう。もっとも、それはアリストテレスが『アテナイ人の国制』(49章)で述べているように貧困救済のためではあったが、『三ムナ以下の財産しかなく身体が不自由で仕事ができない者は、評議会が審査し、その後国庫から彼らの扶養料として日に二オボスを与えられる』」

(B3) タラス人の政策について、バーカーは次の注を加えている。

「この文章は、我々に、財産の固有の概念に対するアリストテレスの定式を想起させる。『私的所有、共同使用』」

第六章

しかし、寡頭制についても、それをどのように組織しなければならないか、は以上のことからほぼ明らかである。すなわち、寡頭制の各々の形態を、それ〔寡頭制〕に対立する民主制と対比しつつ、相い対立するものから構成し、考察しなければならない。従って寡頭制の最もよく混合された、第一の形態こそ検討されなければならないが、これこそいわゆる「国家体制」に近いものである。この国家体制においては、財産資格を二つに分け、一方をより小額とし、他方を多額として、小額の方に属する者は、国家体制に必要な不可欠な統治職に参加できるとし、多額の方に属する者は、最高度の権限を有する職に参加できるものとするべきである。さらに財産資格に達する者は誰でも国家体制への関与を許されるが、その財産資格によって民衆から編入される者の数は、国家体制に参加しない者よりも国政の関与者の方が優勢になる程までに多くなければならない。しかし、共同に国政に参加する者を、つねに民衆のなかの優れた部分から迎えるべきである。

さらにその次に来る形態の寡頭制も、少しばかり資格をきびしくした上で、

同様に編成されるべきである。しかし、民主制の最終形態に対応している、寡頭制の最も門閥的な、また最も僭主制的な形態においては、それが最悪であるだけにそれだけ多くの防衛策を必用とするのである。というのは、健康上よい状態にある肉体や、航海に向けて、立派な設備を持ち、優れた船員の乗り込んだ船は、多くの欠陥を持っていたとしてもそれがために破滅することはないが、しかし病的な状態にある肉体とか、船でも接目がしまっていないで、劣悪な船員が乗り込んでいるものは、小さな欠陥にも耐えることができない。従って、国家体制の中でも最も劣悪なものは、最大の防衛策を必要とする。

ところで、民主制を維持するものは、一般的にいて、市民の数の多さである(これは、人の価値にもとづく正義という原理に反するものである)。これに対して、寡頭制の維持は、優れた組織に懸っていることは明らかなことである。

第七章

ところで、民衆は主に四つの部分、すなわち、農民、手職人、商人、日雇い労働者からなっており、戦争に有用な者は、騎士、重装歩兵、軽装歩兵、水兵に分れている。またその国土がたまたま乗馬に適しているところでは、強力な寡頭制を組織することが自然に適っている(というのは、その土地に住む人々の安泰は、まさにこのような力に依っているものであり、馬の飼育は大きな財産を持つ人々に属することがらであるから)。また土地が重装歩兵に適しているところでは、それに次ぐ寡頭制が相応しい(というのは、重装歩兵は、貧民よりむしろ富裕な人々に属しているから)。しかし軽装歩兵からなる軍勢や水兵のそれは全く民主制的である。従って、現に、このような人が多くいるところでは、内乱が生じた時、しばしば、寡頭制派が争って負けているのである。しかし、これに対処する方法は、軍事に通じた將軍達から学ぶべきであり、彼らは、騎兵と重装歩兵の兵力に対してそれらに見合う軽装歩兵の兵力をあわせて用いている。民衆はこの軽装の軍勢を用いて、対立抗争の時に富者に打ち勝っているのである。というのは、彼らは軽装歩兵であるから、騎兵や重装歩兵に対して、身軽に戦うことができるからである。

従って、これらの者からこのような兵力を編成することは〔寡頭制支持者にとって〕自分自身に向けられる兵力を編成することとなる。しかし、年齢は二つの部分、すなわち一方に年長者、他方に年少者に分れているのだから、自分達の息子が若者である時には身軽な軽装歩兵の軍務の訓練を受けさせ、彼らが子供時代から脱け出た時には、自らその軍務の熟達者となるようにしむけるべきである。

また民衆に対しては、統治体への加入を認めねばならないが、しかしすでに先に述べたように、財産を獲得した者か、あるいはテバイ人の間で行われていたように、一定期間賤業から離れていた人に対してその加入を許すか、あるいはマッサリアにおけるように、統治体に属している者であれ、それに属さない者であれ、それに値する人物を選抜することがなされるべきである。さらに国政に関与する人々が占めるべき最高の統治職には、公的奉仕の義務が付加されるべきである。それは、民衆が、進んで統治職に関与しようとする気を抱くことのないようにするためであり、また、統治職には多くの支出がともなうと考えて、その職にある者を黙認するためである。しかしまた、この職に着任する者は、壮大な祭儀をとりおこない、公共建造物を建てるほうがよい。それは、民衆が、饗宴に与ったり、都市が奉納物や建築物で飾られるのを見て、その国家体制の永続することを喜びの目で眺めるようにするためである。しかし名望家達の方も、その出費の記念碑を持つこととなるであろう。ところが現在では、寡頭派の人々はこれを為そうとはせず、むしろ反対のことを行っている。というのは彼らは名誉に劣らず利益をも追及しているからである。それゆえ、これらのものは小民主制と呼んでもよいであろう。

では、どのようにして、民主制と寡頭制を確立すべきか、が以上のように説明されたこととしよう。

二五三 第八章

上で述べた事に続く論点は、諸々の統治職に関する問題、すなわち先にも指摘されたように、それらがいくつあり、如何なるものであり、何に係わるのか、ということ適切に規定すること、である。というのは、必要不可欠

な統治職がなければ、国家は存在できないし、善き組織や秩序を保つための統治職がなければ、立派な統治はありえないからである。さらに先に述べたように小さな国においては統治職もその数が少なく、大きな国においては、その数が多くあることも必然である。従って、どのような職を統合し、どのような職を分離するのが適切か、という問題も看過してはならない。

さて、生活に不可欠の事柄に対する監督職として第一に挙げるべきものは、市場に関する監督であり、市場に対して契約やよき秩序を監視するある特定の役職がなければならない。というのは、すべての国家にとって、お互に不可欠の必需品を売買することはほとんど避けがたいことであり、そしてこうした行為は国の独立自存のための最も手近かな手段であり、この独立自存のためにこそ、人々は一つの国家体制へと結集したと考えられるからである。さらにこれに続くもので、これに近い監督職は、市域の公共財産や私有財産に関する役職であり、そこに良い秩序が存在するように配慮し、倒れかかった建物や道路の保全と修理、相互の土地の境界線について訴えが出ないように配慮し、またその他これらと類似のものに対する監督も行う。このような公職を多くの人々は市域監督職と呼んでいるが、それは相当数の部門を含んでおり、人口の多い国々では、たとえば、市壁修築官、水源監督官、港湾監視官のように、そのそれぞれに異なった部分に違った人を任命する。

しかし、他に、これと似た、必要不可欠な職もある。すなわち、同じ事柄に関与しているが、田舎あるいは都市の外にある地域に関与している職である。これらの公職をある人々は農地監督官と呼び、ある人々は森林監督官と呼んでいる。

従って、これらは、以上の事柄を監督する三つの部門である。しかし、さらに別の公職が存在しており、それは国家の収入が委託されるところであって、そこが国家収入を保管し、そこからそれぞれの統治部門に配分される。人々はこの役職を収入官とか財務官とか呼んでいる。

さらに私的契約や裁判の判決の登記を行う別の役職があり、訴訟の起訴や予備的訴訟手続きもこれら同一の職の下において行われなければならない。確かに国家によってはこの職は多くの部門に分れてはいるが、しかしこのような事柄すべてについて一つの役職が権限を有するところもある。人々はこれを神聖記録官とか、文書監督官とか、記録官とか、その他これと類似の名

前で呼んでいる。

以上の職に次いで、諸々の公職の中でも最も必要不可欠で、しかも扱いに最も困難なものとして、有罪の判決を受けた者や公告板への記載によって債務不履行を宣せられた者の刑の執行や囚人の監視に関する役職が存在する。従ってこれは多くの人の嫌悪するところであるゆえに扱いがむづかしいものである。それゆえ、この役職によって得るところが大きくなければ、人々はその職に就くことを甘受しないのである。また甘受したとしても、法律に従ってこれを執行しようとはしない。しかし、この職は不可欠のものである。なぜなら諸々の権利についての判決がなされても、それらを最後まで完うしなければ何の益もないのであって、判決が出なければ互いの共同生活が不可能であるとすれば、判決が執行されなければ同様の事態に陥ることになるからである。そえゆえ、その役職は一つの職として設けられるというよりも、種々の法廷より選ばれる様々の人々がその職に就く方がよいのであり、また公示板に記載された者の公示についても、同様にその仕事を分割するように努めた方がよい。さらに統治職も若干の裁決を執行すべきであり、しかも前任者の裁決は、むしろ当年度の統治職が執行し、しかも当年度の統治職の裁決は、有罪の裁決を下す者とこれを執行する者とが別々である方がよい。たとえば、市場監督官が下した裁決は市域監督官が執行し、また市域監督官が下した裁決は他の者が執行するというように。実際、裁決の執行を行う人々に対する憎悪が少なければ少ない程、それだけその執行が完遂される程度が大きくなる。従って、一方で、有罪の裁決を下す者とこれを執行する者とが同一である場合には、その憎悪は二倍になり、他方であらゆる事柄について、刑の執行が同一の人によって行われる場合には、その人をすべての人の敵にすることとなるのである。また多くの場所においては、たとえばアテナイにおいて十一人衆と呼ばれる人々のように、囚人監視の職は、刑の執行の職と区別されている⁹。それゆえにこの職については、切り離す方がよく、刑の執行と同一の工夫を試みる方がよいであろう。というのはこの職は、上述の職に劣らず必要不可欠なものであるが、優れた人物は、できるかぎりこの職を忌避しようとするのであり、また下等な人間にこの権限を与えることは安全ではないからである。というのは、彼らこそ、他人を監視することができるというよりもむしろ自分達を監視する必要がある者達だからである。それゆえ、囚人

監視にかかわる特別の一つの職があるべきではなく、また同一の職が常にそれに従事すべきではなく、青年団とか警護団のような組織があるところでは、青年もしくは役人達が順番に次々とその役を担当するようにすべきである。

さて、以上の統治職は、第一に生活に必要不可欠なものと見做されるべきであるが、これらに次いで、その必要性はこれらに勝るとも劣らないが、はるかに高い位に位置づけられている役職が存在する。というのは、その職には多くの経験と信用が必要とされるからである。国家の防衛に関する役職とか軍事的用途に任ぜられる役職は、このような役職であろう。そして平時にあっても戦時にあっても、都市の門や都市の城壁の警護や、同様にまた市民の査閲や軍隊編成を管轄する役職が必要である。そしてある所では、これらすべての事柄に対して多くの役職が、またあるところでは、たとえば小国家においては、これらすべての仕事を一つの役職が司っているように、比較的少ない役職が存在している。このような役職に就く人々は、将軍（ストラテゴス）とか軍司令官（ポレマルコス）とか呼ばれている。さらに、騎兵と軽装歩兵と弓兵と水兵が存在するところでは、その各々の上にいくつかの役職が設けられており、それを人々は提督とか騎兵隊長とか部隊長と呼び、それらの下役もまた艦長、部族騎兵隊長、分団長と呼ばれ、またそれらの構成部分の長もまたそれぞれの名で呼ばれている。これらの人々が全体で一つの部門、軍事の管理の部門をなしている。

こうして、このような役職に関しては、以上の如くである。しかし役職の全部ではないが若干のものは、公共の多大な額の金を管理しているので、その計算書を受け取って会計検査を行うべき役職が別になければならない、しかもこの役職は他の仕事に携わらないというものでなければならない。ある人々はこの役職を監査官と呼び、他の人々は会計検査官と呼び、またある人々は吟味役と呼び、またある人は会計監査役と呼ぶ。

しかしこれらすべての職の他に、万事について最高の権限をもっている職が存在する。それはしばしば最終の決定権と法案提出権を同一の役職において有しており、民衆が最高の権限を有する者であるところでは民会を主宰する。というのは、国家体制の主権者である者を召集する者が存在すべきであるから。そしてこれらの役職は予備的な評議をするのであるから、時として予備評議会と呼ばれるが、民衆が最高の権限を有するところでは、むしろ評

議会と呼ばれる。

こうして、統治職のうち、市民的政治的性格を持つものは、ほぼ以上のようなものである。

しかしながら、他の種類の管理職として、神々に関する職がある。例えば、神官や神々に関する役職であり、後者は、現存する建物の保全や倒れかかった建物を修復したり、またその他、神々のために設けられたものを管理する役職がそれである。この管理職は、ある所では、たとえば小さな国家におけるように、一つの職であるが、他の所では、多くの職となって、また神官から独立している。たとえば、神事管理官、神殿警護官、聖財財務官がそうである。この職に次いで、すべての公共的供犠のために任命された役職があり、それは、法が神官に委ねない祭儀であり、しかも公共の祭壇で営まれるために榮譽を受ける職である。ある者はこの役職をアルコンと呼び、他の者達はバシレウスと呼び、またプリュタニスと呼ぶ。

こうして、必要不可欠な管理職としては、概括的に言えば、次のような事柄に係わる職がある。すなわち、神事、軍事、国庫の収入と支出、市場、市域、港、地方に関する事柄。さらに法廷関係事項、契約の登記、判決の執行、囚人監視、会計報告と監査、統治職の執務報告審査に係わる事項、そして最後に公共の事柄についての評議に係わる役職が存在する。しかし、余暇を享受しうる程に豊かで、よりいっそう繁栄していて、しかも良俗に意を用いている国家に固有な役職としては、婦人監督官、法律保護官、児童監督官、体育監督官があり、またこれらに加えて、体育競技やディオニュシア祭の競演を管理する職、また何かこのような別の観物が催された場合、それを管理する役職がある。これらの役職のうちのあるもの、たとえば婦人監督官や児童監督官は明らかに民主制的なものではない。というのは、貧しい人々にとって、妻や子供達を召使いとして使用することは、彼らが奴隷を持たないために避けがたいことであるから。また最高の権限を有する統治職を選ぶ時に、これを監督する三つの役職があるが、それらは、護法官であり、予備評議員であり、評議員であるが、護法官は貴族制的であり、予備評議員は寡頭制的であり、評議員は民主制的である。

こうして統治職については、一般的ではあるが、ほとんどすべてのものについて言及されたこととなる。

(B 1) アテナイの十一人衆について、バーカーは次の注を加えている。

「実際は、十一人衆は、囚人監視と重大な判決の執行との双方の義務を負っていた。しかし多くの刑罰に対しては別個の役人も存在していた。」

(B 2) 予備評議会と評議会に対して、バーカーは次の注を加えている。

「予備評議会の性格については、第四卷第十四章および第十五章を参照せよ。この章においては、次のように考えられているように思われる。すなわち、評議会だけがあって、民会が存在しない場合は、評議会に議案を提出する予備評議会が必要とされる。評議会と民会の双方が存在する場合は、評議会が民会に議案を提出することになり、予備評議会は必要とされない。」

(B 3) 「王 (バシレウス)」について、バーカーは次のような注を加えている。

「王の称号は、時々、君主制が消滅した後も、宗教的意義を持ったまま保持された。初期の王達は、つねに世俗の支配者であると同時に祭司でもあった。」

(B 4) 「貧しい人々は奴隷を持たない」の箇所に、バーカーは、ニューマンの注釈を引用している。

「『ギリシャの民主制は、すべての市民というわけではないが、大部分の市民が一人ないしそれ以上の奴隷の所有者であるという点において、事実上貴族制であったという見解が誤りであることを、この文章は示している。』アリストテレスは、ここで貧者は奴隷を所有していなかったと述べており、また『政治学』において繰り返し述べているように、貧者は民主制において多数者であった。」

(注)

- 1) O版、D版とも $\mu\eta$ を読む。
- 2) ヘロドトス『歴史』第四卷参照
- 3) アリストテレス『アテナイ人の国制』第56章6項を参照
- 4) $\delta\iota\eta\rho\eta\tau\alpha\iota$ → D $\sigma\upsilon\nu\eta\kappa\tau\alpha\iota$